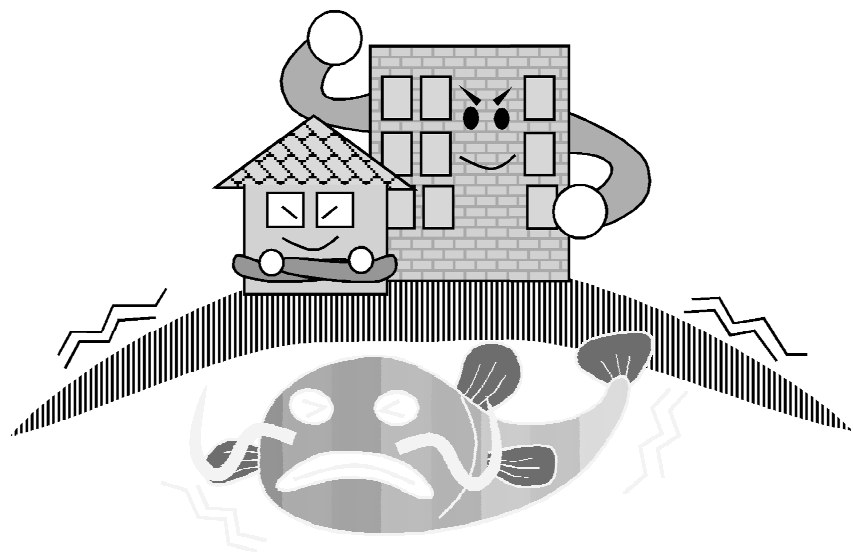


下仁田町耐震改修促進計画 (2026-2030)



群馬県下仁田町

はじめに

下仁田町では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、「下仁田町耐震改修促進計画（2008-2015）（平成21年3月策定）（以下「第1期計画」という。）」、「下仁田町耐震改修促進計画（2016-2020）（平成28年12月策定）（以下「第2期計画」という。）」、「下仁田町耐震改修促進計画（2021-2025）（令和3年4月策定）（以下「第3期計画」という。）」を通じて、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきました。

また、災害に強く持続可能な社会の構築と町民の幸福度向上を目指す「しもにた5つのゼロ宣言」で掲げた「自然災害による死者ゼロ」を達成するために、町の強靱化と防災意識の向上に取り組んでいます。

「第3期計画」では、令和7年度末までに住宅の耐震化率を95%にすることを目標として掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、耐震性が不十分な住宅は、依然として町内に数多く残されており、耐震化の更なる促進が必要となっています。

一方で、近い将来高い確率で発生が予想されている首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震の存在に加え、東日本大震災（平成23年3月）、熊本地震（平成28年4月）や能登半島地震（令和6年1月）のように甚大な被害をもたらした地震が全国各地で発生しており、本町においても地震対策の緊急性は一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、地震による建築物の倒壊等から町民の命と財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を一層加速させるとともに、減災化を進めることが必要です。

以上のことから、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的として、住宅・建築物の耐震化を加速させるため、国が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や「群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）」を参照し、想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その達成に向けて必要な施策を推進するために「下仁田町耐震改修促進計画（2026-2030）」を策定しました。

目 次

I 本編

第1章 計画の概要

- 1 「下仁田町耐震改修促進計画」とは ……P. 1
- 2 計画の基本方針 ……P. 1
- 3 計画期間 ……P. 1
- 4 計画改定のポイント ……P. 1
- 5 計画の位置づけ ……P. 2
- 6 対象建築物 ……P. 3

第2章 地震被害と耐震化を取り巻く状況

- 1 大地震からの教訓 ……P. 5
- 2 耐震改修促進法の改正 ……P. 6
- 3 群馬県内の活断層の分布と地震動の予測 ……P. 7
- 4 群馬県内の地震被害想定 ……P. 8
- 5 人口減少・高齢化の進行と住宅の耐震化 ……P. 9

第3章 耐震化の現状とこれまでの取り組み

- 1 住宅における耐震化の現状とこれまでの取り組み…P. 10
- 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み…P. 13
- 3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み…P. 15
- 4 公共建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み…P. 15
- 5 ブロック塀等の耐震化の現状とこれまでの取り組み…P. 15

第4章 耐震化の課題と目標・施策

- 1 目標設定の考え方と施策の方向性 ……P. 16
- 2 住宅の耐震化に関する課題・目標・施策 ……P. 17
- 3 ブロック塀等の安全対策に関する課題・目標・施策… P. 21

第5章 耐震化の促進に向けて

- 1 耐震化促進のための体制づくり…P. 22

II 資料編

※ 本編本文中「*」がある用語は資料編 資料1「用語解説」を参照

- 資料1 用語解説 ……P. 25
- 資料2-1 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表…P. 26
- 資料2-2 通行障害建築物の要件等…P. 27
- 資料3 全国の住宅・建築物の耐震化の現状と目標…P. 28

- 資料4 群馬県における過去の地震被害…P. 29
- 資料5-1 住まいの耐震アンケート結果…P. 30
- 資料5-2 建築物の耐震診断・耐震改修に関するアンケート結果…P. 46

第1章 計画の概要

1 「下仁田町耐震改修促進計画」とは

下仁田町耐震改修促進計画（以下「町計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき、地震による建築物の倒壊等から町民の命と財産を守るために、既存建築物の耐震改修等の促進を目的として策定するものです。

2 計画の基本方針

本計画は次の基本方針に基づき策定します。

「2050年に向けたしもにた5つのゼロ宣言」* 中の「自然災害による死者ゼロ」を達成するために、町の強靱化を図るとともに、町民一人一人の防災意識を高め、住宅・建築物の耐震化と減災化の両輪により町民の「命を守り、命をつなぐ」

▶ 耐震化：耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震性を確保するために、耐震改修や建て替えを行うこと。

減災化：耐震性が不十分な住宅・建築物による地震被害を軽減するために、耐震性の向上や安全な空間の確保を図ること。

「*」はP25を参照

3 計画期間

本計画の計画期間は、「2026年(令和8年度)～2030年(令和12年度)」までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等をふまえ、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて目標などの計画内容を見直すこととします。

4 計画改定のポイント

下仁田町ではこれまで、町計画に基づき住宅や建築物の耐震化を促進してきましたが、耐震性が不十分な既存建築物はまだ多く残されており、耐震化の更なる促進が必要となっています。

一方で、すぐには耐震化が困難な所有者等もいるなかで、いつ起こるかわからない地震から町民の命を守るための対策が求められています。このことから、次の内容をポイントとして、本計画を策定します。

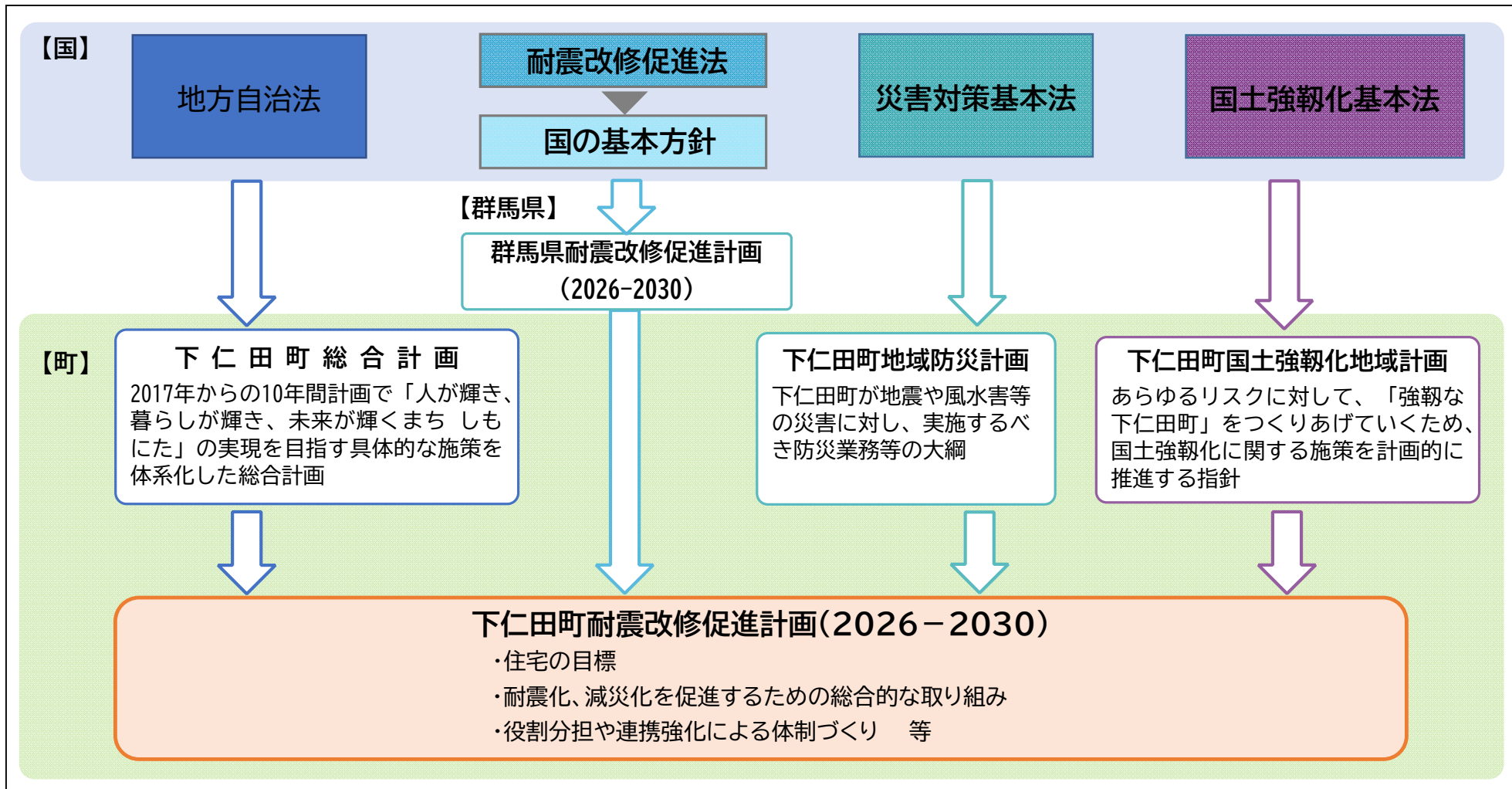
建築物の用途等にあわせて計画目標を見直したうえで、従前計画の取り組みを継承して建築物の耐震化の促進を図るとともに、減災化の促進にも重点を置いた計画とする。

5 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、群馬県耐震改修促進計画を参考にし、町の耐震改修促進計画として策定するものです。

上位の下仁田町総合計画を踏まえ、本町における他の計画「下仁田町地域防災計画」及び「下仁田町国土強靱化地域計画」との整合性を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項を、より具体的に定めることとします。

図1-1：本計画の位置づけ



6 対象建築物

(1) 対象建築物の概要

本計画は、下仁田町内における全ての「既存耐震不適格建築物」を対象とし、表1-1に掲げる内「①住宅」を中心に耐震対策を促進します。

既存耐震不適格建築物	1981年（昭和56年）5月31日以前に建てられた旧耐震基準*等の建築物で、建築当時の耐震基準には適合していたが、法令等の改正により現行の耐震基準に適合しなくなった建築物。
------------	--

表1-1：耐震対策を促進する対象建築物

「*」はP25を参照

建築物の用途等	内 容	備 考
①住 宅	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）	
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち②～④に該当するもの （詳細は資料編 資料2-1(P.26)を参照）	
② 多数の者が利用する建築物	学校、病院、百貨店、ホテル・旅館等で多数の者が利用する一定規模以上の建築物	耐震改修促進法第14条各号に定める建築物
③ 被災することで甚大な被害が想定される危険物等を取り扱う建築物	一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場・処理場の建築物	
④ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	県耐震改修促進計画で指定する避難路（次頁の「耐震診断等促進道路」）の沿道に面する建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物	
耐震診断義務付け対象建築物		※当町に該当建築物なし
⑤ 要緊急安全確認大規模建築物	②、③の建築物のうち、大規模なもの	耐震改修促進法附則第3条に定める建築物
要安全確認計画 記載建築物	⑥ 沿道建築物	耐震改修促進法第7条各号に定める建築物
	⑦ 防災拠点	
⑧ 公共建築物	町有建築物	

※1 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀

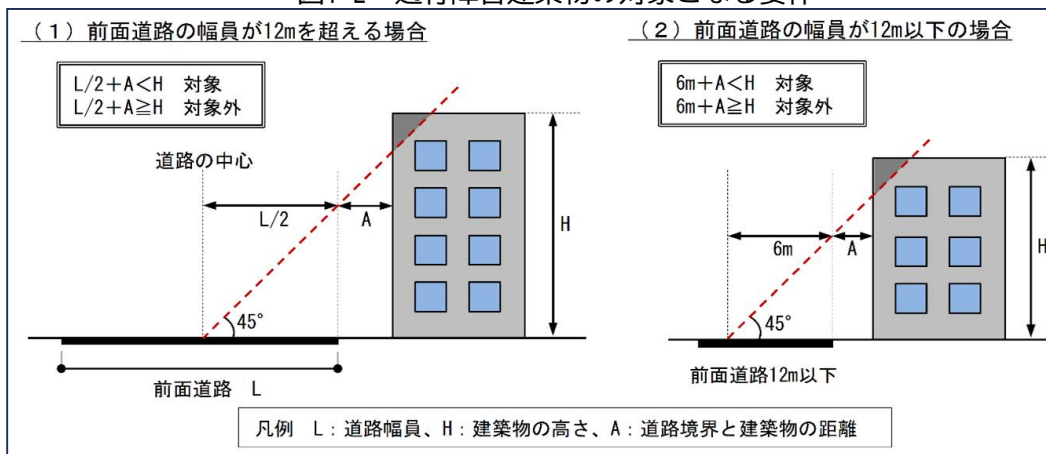
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路と耐震化すべき沿道建築物

都道府県及び市町村は、耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）を指定することで、「通行障害既存耐震不適格建築物」について、耐震診断の義務付け等を行うことができます。

通行障害既存耐震不適格建築物

前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（附属ブロック塀等を含む）で、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのあるもの（以下「通行障害建築物」という。）のうち、既存耐震不適格建築物のもの。なお、避難路の指定に際し、通行障害建築物の要件を緩和することが可能で、本県では緩和規定を設けている。（詳細は資料編 資料2-2（P.27）を参照）

図1-2：通行障害建築物の対象となる要件



避難路には、①「耐震診断義務付け道路」、②「耐震診断等促進道路」があり、県計画では次のとおり指定しています。

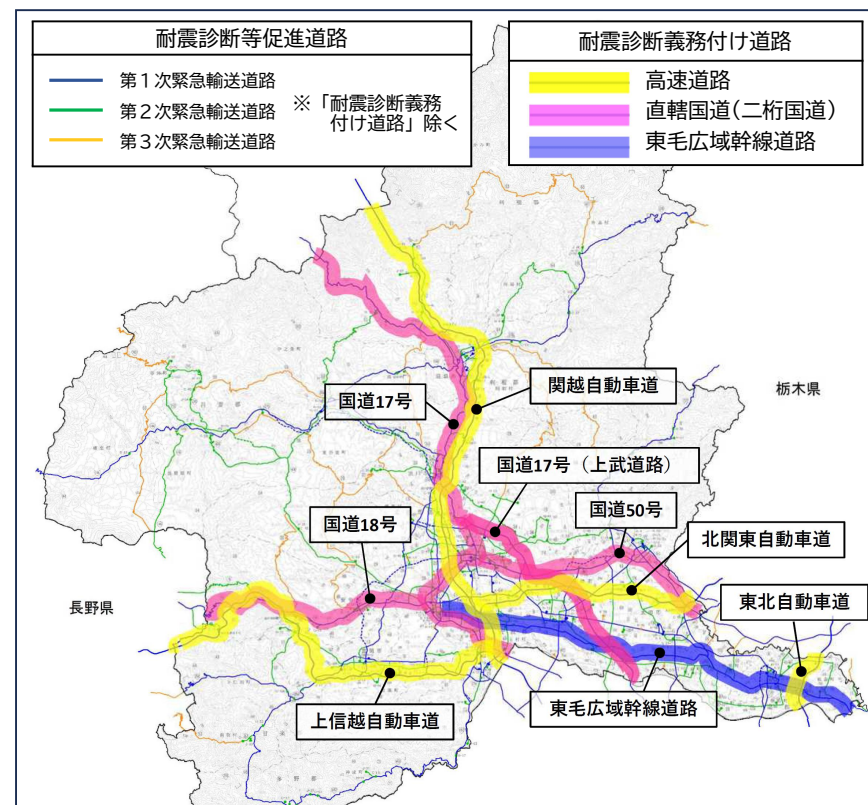
①耐震診断義務付け道路	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務付ける避難路。 県計画では、令和2年4月に、第一次群馬県緊急輸送道路のうち、特に重要な広域ネットワークを形成する道路（表1-2）を指定。
②耐震診断等促進道路	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断等を促進する避難路。 県計画では、令和2年4月に、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を指定。

※なお、町指定の耐震診断義務付け道路及び耐震診断等促進道路はありません

表1-2：耐震診断義務付け道路一覧（単位：km）

路線名	区間	延長
東北自動車道	県内全域	8.3
北関東自動車道	県内全域	32.7
関越自動車道	県内全域	76.3
上信越自動車道	県内全域	59.5
国道17号（上武道路含む）	県内全域	126.5
国道18号	県内全域	42.1
国道50号	県内全域	35.8
東毛広域幹線道路（国道354号）	高崎市栄町～邑楽郡板倉町大字下五箇	58.8

図1-3：県指定の耐震診断義務付け道路及び耐震診断等促進道路



第2章 地震被害と耐震化を取り巻く状況

1 大地震からの教訓

■ 阪神・淡路大震災(平成7年1月)

阪神・淡路大震災では、地震により6千人超の尊い命が奪われ、約25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等、甚大な被害をもたらしました。

死者の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によるものであり、耐震性が不十分な可能性のある旧耐震基準の建築物に多くの被害が生じました。

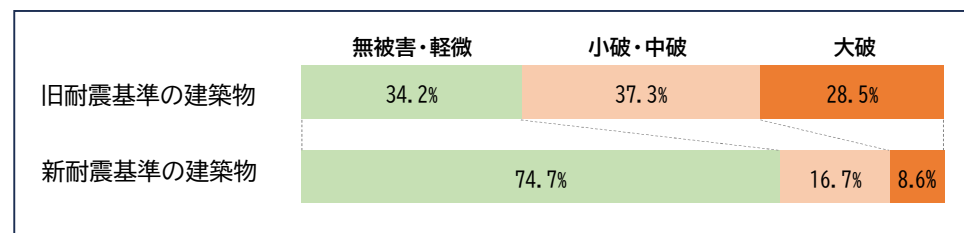
地震被害の調査によると、1981年(昭和56年)6月の建築基準法の改正によって強化された「新耐震基準」*に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったことがわかっており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

表2-1：阪神・淡路大震災における直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

(出典:平成7年版警察白書)

図2-1：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況



(出典:平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書)

■ 熊本地震(平成28年4月)

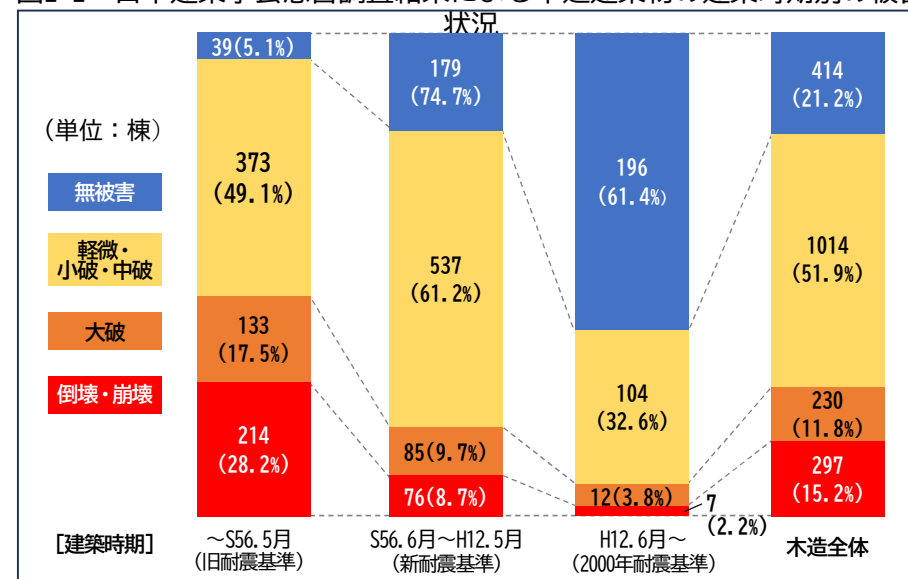
「*」はP25を参照

熊本地震では2回の最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

阪神・淡路大震災と同様に旧耐震基準の建築物に大きな被害が生じ、特に木造住宅における被害が顕著でした。(図2-2)

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された2000年(平成12年)の「2000年耐震基準」*以前に建築された新耐震基準の木造建築物でも、耐震対策が必要な場合があることが地震被害によって確認されました。

図2-2：日本建築学会悉皆調査結果による木造建築物の建築時期別の被害状況



(出典:熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書)

■ 大阪府北部地震(平成30年6月)

大阪府北部地震では、大阪市北区等で最大震度6弱を観測し、地震による死者6名のうち2名は、小学校等のブロック塀の倒壊により亡くなりました。

これを受け、文部科学省は学校におけるブロック塀等の安全点検を促す通知を全国の教育委員会に発出するとともに、国土交通省は「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表しました。群馬県では、安全点検のチェックポイントや点検実施について広報やホームページで周知しています。

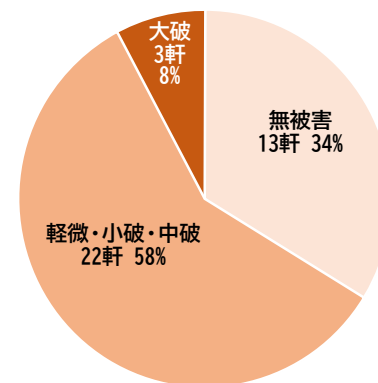
■ 能登半島地震(令和6年1月)

能登半島地震は、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れを観測するとともに、数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。建築物の被害状況としては、熊本地震と同様に、旧耐震基準の建築物で被害が大きく、2000年以前の新耐震基準の木造建築物においても被害が見られました。また、旧耐震基準で耐震改修済みの木造住宅は、耐震改修を行っていないものと比べ被害が小さかったことから、耐震改修の有効性が実証されました。

さらに、住宅の被害が大きかった地域は、住宅の耐震化率が全国値と比べて低く、耐震化が進んでいないことが被害の拡大につながったと考えられます。

図2-3：耐震改修を行った住宅の被害状況

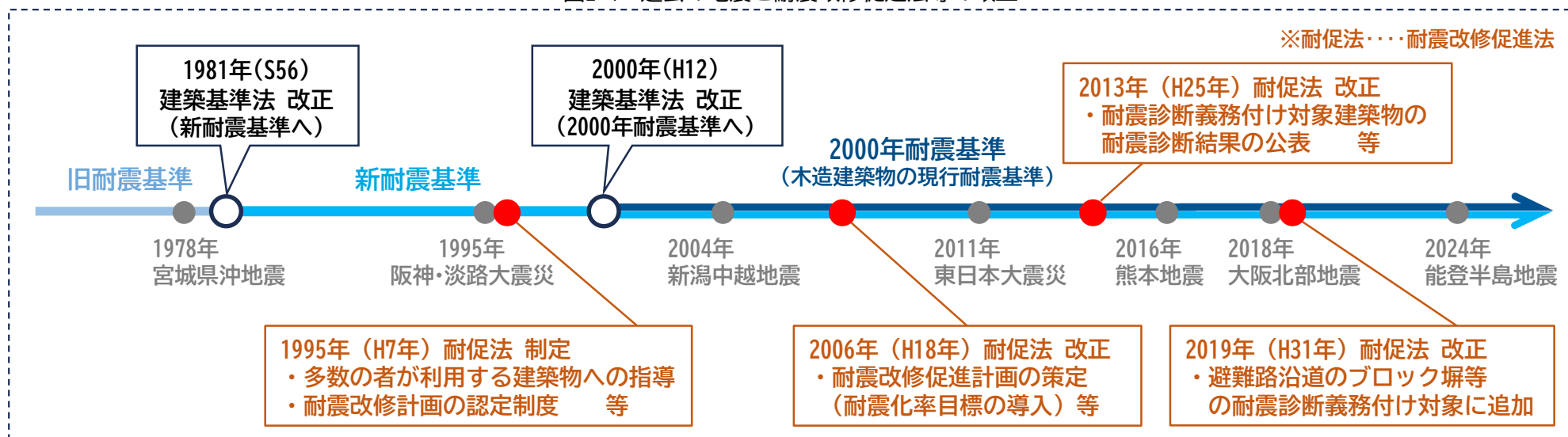
(令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告をもとに作成)



2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定根拠である耐震改修促進法は、平成7年10月に公布され、その後の地震による建築物の被害や社会情勢の変化等を受けて改正されてきました。耐震改修促進法及び耐震基準に関連する建築基準法の主な改正内容は以下のとおりです。

図2-4：過去の地震と耐震改修促進法等の改正



3 群馬県内の活断層の分布と地震動の予測

国土地理院の活断層図によると、群馬県内及びその周辺には、深谷断層帯・綾瀬川断層、大久保断層、太田断層、片品川左岸断層、六日町断層帯及び長野盆地西縁断層帯などの活断層^{※1}が存在しています。

また、全国地震動予測地図*（2020年版）によると、県内において、今後30年の間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、県南東部の一部地域では26%以上と非常に高く、県中央部から県南東部にかけての地域では26%～6%または6%～3%と高く、その他の地域では3%～0.1%とやや高くなっています。

「*」はP25を参照

※1 最近の地質時代に繰り返し活動している断層（岩盤や地層が地殻の力によって割れて、ずれが生じたもの）で、大きな被害をもたらす可能性のある「内陸型地震」の原因とされている。

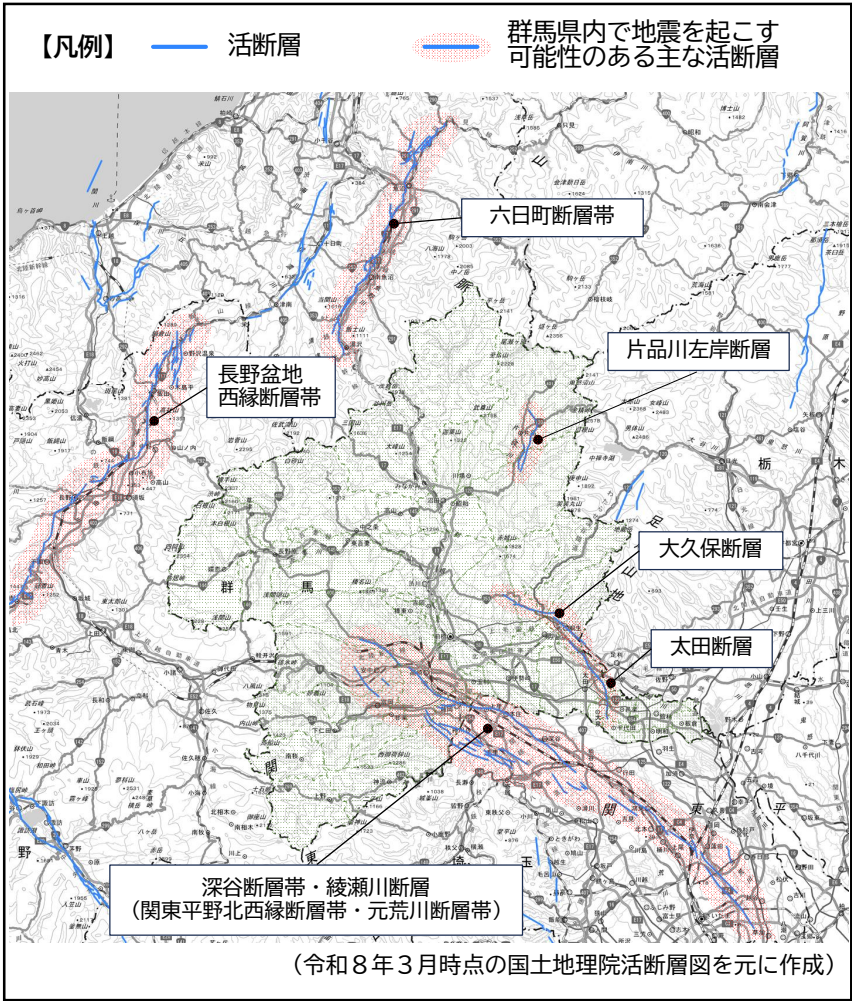


図2-5：群馬県周辺の活断層の分布

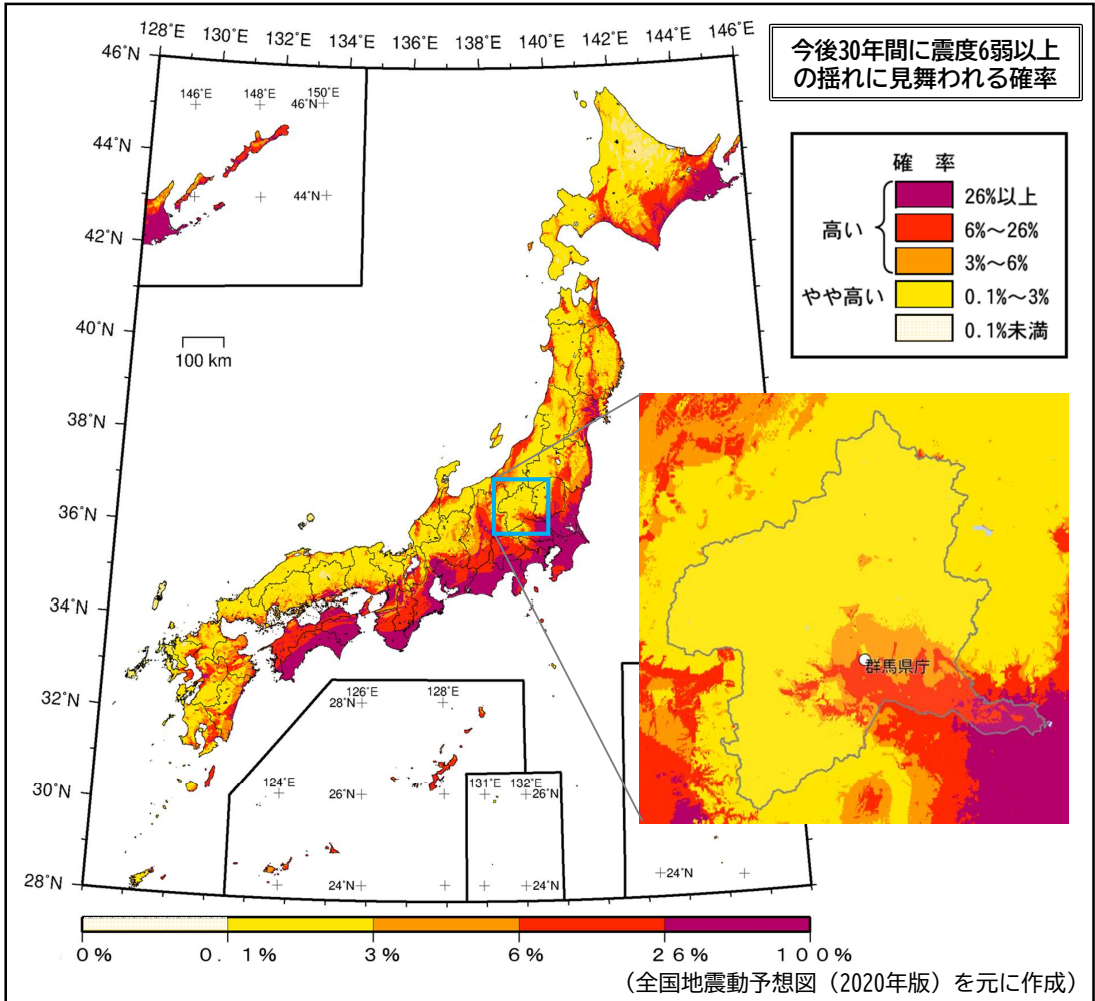


図2-6：群馬県における地震動の予測

4 下仁田町及び群馬県内における地震被害想定

3つの想定地震のうち、太田断層による地震と片品川左岸断層による地震は、震度3～4の想定のため、被害は予測されませんでした。関東平野北西縁断層帯※1主部による地震は、下仁田町内の最大震度は6強と想定されており、死者23人（冬5時）、負傷者50人（冬5時）、避難者は172人（災害発生直後）と想定されています。

※1 図2-5（P.7）における「深谷断層帯・綾瀬川断層」

表2-2：下仁田町・群馬県における想定地震ごとの被害想定

項目	関東平野北西縁断層帯主部による地震		群馬県における太田断層による地震	群馬県における片品川左岸断層による地震		
	下仁田町	群馬県				
地震の規模	M8.1		M7.1	M7.0		
想定震度	震度5弱～6強	—	—	—		
人的被害	死者（冬5時）	23人 (0.26%)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)	
	負傷者（冬5時）	50人 (0.56%)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)	
	避難者（冬18時）	355人 (3.98%)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)	
物的被害	建物（全壊・半壊）（冬5時）	282棟 (2.77%)	192,361 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)	
	火災	出火件数（冬18時）	0件	197件	82件	1件
		焼失棟数（冬18時）	0棟 (0%)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0%)

出典：群馬県地震被害想定調査*（平成24年6月）・下仁田町地域防災計画 「*」はP25を参照

- %数値は、下記に対する割合
- ・人口総数：2,008,068人（平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口）
 - ・建物総数：1,146,471棟（平成23年10月、固定資産税課税台帳）
 - ・避難者：県は最大となる地震発生1日後の人数
町は帰宅困難者数

表2-3：近年の大地震による被害の比較

項目	阪神・淡路大震災（H7.1月）	新潟県中越地震（H16.10月）	熊本地震（H28.4月）	能登半島地震（R6.1月）	
地震の規模	M7.3	M6.8	M7.3	M7.6	
人的被害	死者 行方不明者	約6,400人	68人	273人	698人
	負傷者	約43,800人	約4,800人	約2,800人	約1,400人
	避難者（最大）	約32万人	約10万人	約18万人	約5.2万人
住家被害（全壊・半壊）	約249,000棟	約17,000棟	約43,000棟	約30,000棟	
火災	出火件数	293件	9件	15件	17件
	焼失棟数	7,574棟	15棟	—	—

出典：「阪神・淡路大震災の被害確定について」（総務省消防庁）
「平成16年新潟県中越大震災による被害状況について（最終報）」（新潟県）
「新潟県中越地震による火災の発生状況について」（新潟県）
「熊本県熊本地方を震源とする地震（第121報）」（総務省消防庁）
「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（R6.1.27時）、（R7.12.2512時）」（総務省消防庁）

5 人口減少・高齢化の進行と住宅の耐震化

国土交通省のデータ※1によると、令和6年能登半島地震で被害が大きかった石川県内の市町村は、人口減少率が大きく、また高齢化率が全国値に比べ高い傾向にあったことがわかっています。

群馬県において、市町村の高齢化率と住宅の耐震化率の関係性を調査すると、高齢化率が高い市町村ほど住宅の耐震化率が低い傾向にあることがわかりました。

下仁田町は高齢化率が55%を超え、一方で出生数は月に1名もない超少子高齢化であり、また高齢者の1人2人世帯も多い町です。高齢者は他の世代と比べて、旧耐震基準住宅居住の割合が高い傾向にあり、住宅が古いほど改修工事費用は増加するため、費用負担が大きな課題であり、「改修してもあと何年住むかわからない」といった声も多くあり、高齢者世帯の耐震化阻害の大きな要因です。また、親族も遠方で生活拠点が有り、将来的に住まいを引き継がない事が想定されるため、除却も含めた取り組み強化が必要と思われる。

※1 R6能登半島地震の被災市町村に関する住宅関連データ
(国土技術政策総合研究所)

図2-7：群馬県内の市町村ごとの高齢化率
(群馬県年齢別人口統計調査結果(R6.10.1)をもとに作成)

【凡例】高齢化率
 50%以上
 40%~50%
 35%~40%
 30~35%
 ~30%

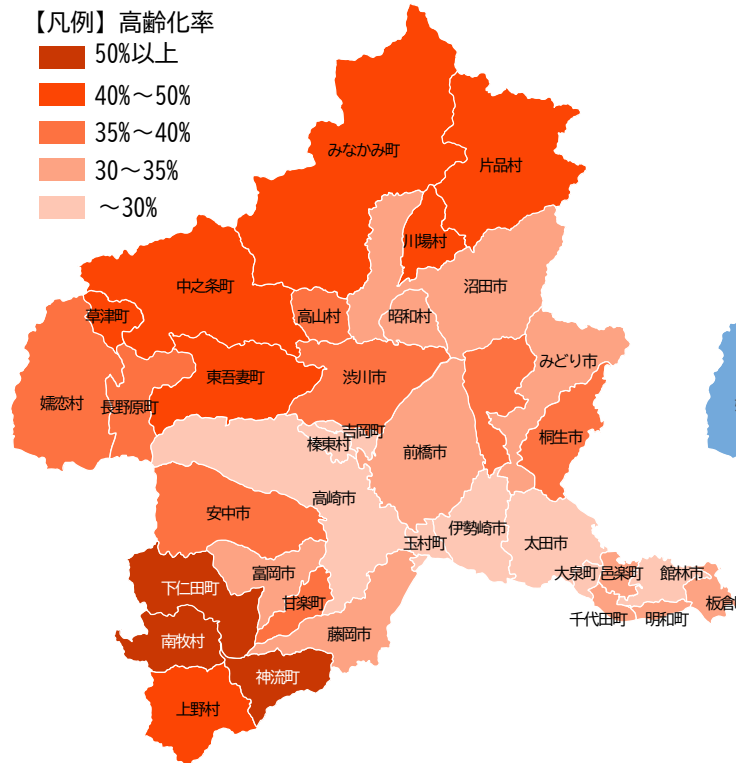
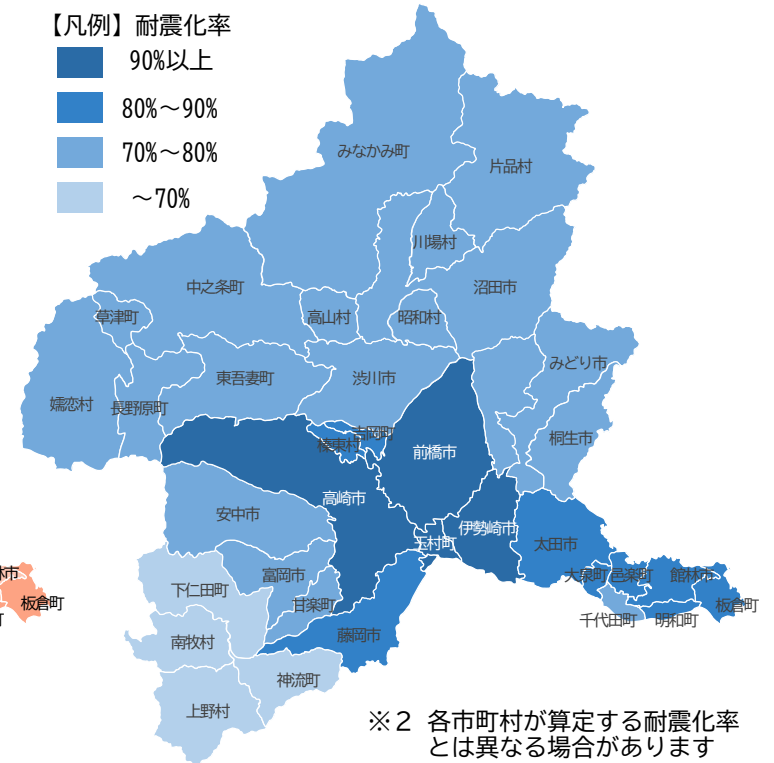


図2-8：群馬県内の市町村ごとの耐震化率
(各市町村の固定資産情報等から群馬県建築課が試算※2・作成)

【凡例】耐震化率
 90%以上
 80%~90%
 70%~80%
 ~70%



※2 各市町村が算定する耐震化率とは異なる場合があります

住宅の耐震化率について

住宅の耐震化率は、その地域における全ての住宅戸数のうち「耐震性のある住宅」戸数の割合となります。住宅の耐震化率の主な算定方法には、「住宅・土地統計調査*に基づく方法」と「固定資産課税台帳に基づく方法」がありますが、法令等で定められた方法はなく、各地方公共団体等がそれぞれの方法で耐震化率を算定しています。

群馬県では、国や他の都道府県と同様に「住宅・土地統計調査」の結果に基づき、耐震化率を推計しています。群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)(以下「第3期計画」という。)では、平成30年の統計調査をもとに耐震化率を算定していましたが、令和5年に住宅・土地統計調査が実施されたため、本計画では最新の統計データに基づき算定しています。なお、住宅・土地統計調査の結果は、都道府県と一部の市区町村しかデータが公表されていないため、統計データのない市町村は他の方法で耐震化率を算定しています。

「*」はP25を参照

第3章 耐震化の現状とこれまでの取り組み

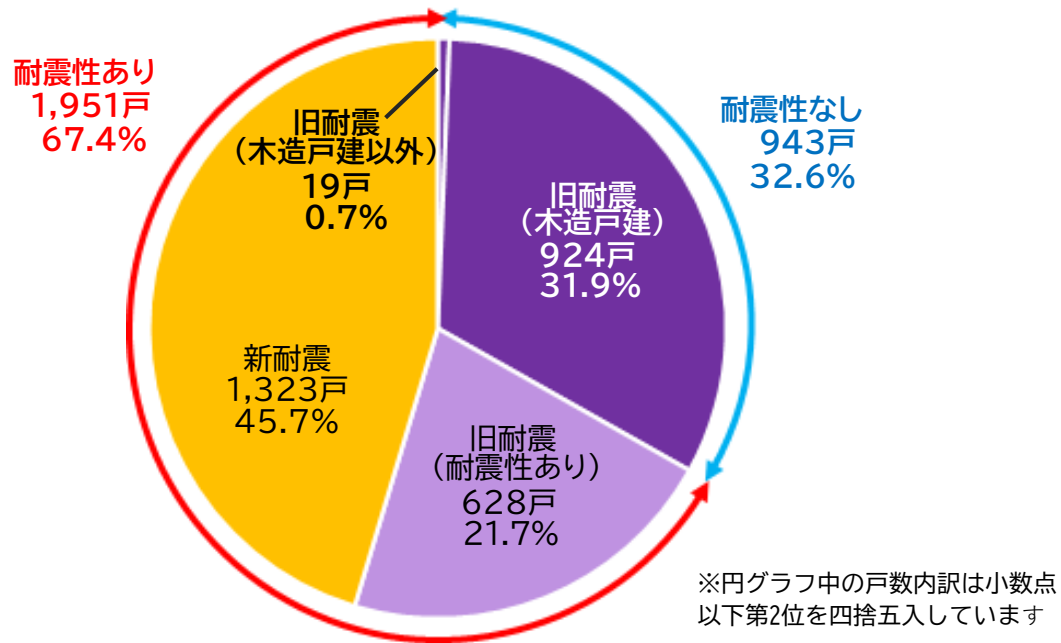
1 「住宅」における耐震化の現状とこれまでの取り組み

(1) 下仁田町における耐震化の現状

本町における令和7年1月1日時点での「住宅」の耐震化の状況は図3-1のとおりです。

住宅の総戸数2,894戸のうち、耐震性がある住宅は1,951戸(推計)で、耐震化率は67.4%となっています。耐震性のない住宅は943戸(推計)で、そのうち924戸を木造戸建住宅が占めており、特に木造戸建住宅の耐震化を促進していく必要があります。

図3-1：住宅の耐震化の状況(令和7年1月1日)
(町固定資産情報による推計)

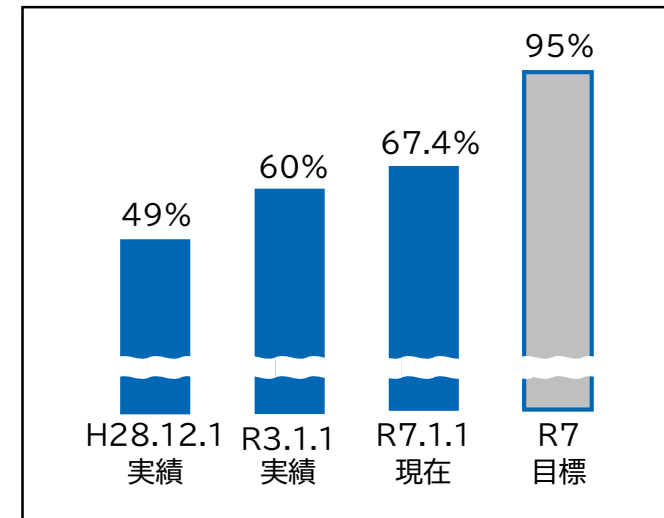


$$\text{住宅の耐震化率} = \frac{\text{耐震性のある住宅 } 1,951 \text{ 戸}}{\text{住宅の総戸数 } 2,894 \text{ 戸}} = 67.4\%$$

■ 耐震化率の推移

住宅の耐震化率の推移は、平成28年12月1日現在で49%、令和3年1月現在で60%、令和7年1月現在で67.4%と徐々に上昇していますが、下仁田町耐震改修促進計画（2021-2025）（以下「第3期計画」という。）の目標である95%の達成は困難な状況です。

図3-2：住宅の耐震化率の推移と本計画の目標



(2) 下仁田町におけるこれまでの取り組み

下仁田町ではこれまで、目標の耐震化率達成に向け、特に旧耐震基準の木造戸建住宅に重点をおいて耐震化の促進に取り組んできました。第3期計画における主な取り組み内容は以下のとおりです。

ア 木造住宅耐震診断派遣事業・耐震改修補助事業の実績

木造住宅耐震診断派遣事業は、町内に存する木造住宅の所有者に対し、町が耐震診断者を派遣して耐震診断をすることにより、地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的に平成22年10月より事業が開始されました。一般社団法人「群馬県建築士事務所協会」と派遣業務委託契約を締結し、診断士の派遣費用を町が負担するものです。

また、耐震改修補助事業は、木造住宅耐震診断者派遣事業の推進を図り、耐震診断に基づき耐震改修を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、平成25年度より事業が開始されました。

事業開始からの補助実績の状況は下表のとおりです。

表3-1：木造住宅耐震診断派遣事業・耐震改修補助事業の実績

(単位：件)

補助メニュー	H20-H27 (第1期計画)	H28-R2 (第2期計画)	R3-R7 (第3期計画)					合計
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 (1月末現在)	
耐震診断派遣事業	4	0	0	0	0	1	1	6
(内:診断結果耐震性不足)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(6)
耐震改修補助	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 普及啓発

下仁田町ではこれまで、町民向けのパンフレットの作成や町広報への掲載などの実施により、耐震改修の重要性や補助制度について普及啓発してきました。また、企画課所管の空き家バンク制度利用者や生活環境保全所管の保健課環境係が行っている空き家除却補助事業など、庁内関係部署と連携し、住宅の所有者への直接的な働きかけを行い、耐震対策の啓発や耐震改修の意向調査、補助制度の周知を行っています。

また、固定資産税納付通知発送封筒に「耐震診断・耐震改修」や「老朽空き家除却費補助」のチラシを同封し、建物所有者に周知・啓発を行っています。

また、令和6年度からは、県と市町村が連携した戸建住宅の戸別訪問が開始されましたが、当町では未実施です。

(3) 群馬県による住まいの耐震アンケート結果

住まいの耐震化に関する県民の意識等を把握するために、令和7年度に群馬県の在住者を対象としたWEBアンケートを実施しました。アンケート結果の概要は以下のとおりです。（アンケート結果の詳細は資料編 資料5-1（P.30～）を参照）

アンケート期間：令和7年8月8日～9月5日
 実施方法：WEB回答方式
 対象者：任意の県内在住者
 回答者数：568人

項目①：住宅の耐震基準等に関する認知について

アンケート回答者の約70%が旧耐震基準について知っているとは回答し、約60%が2000年耐震基準について知っているとは回答しています。また、知っているとは回答した人の多くが、その情報源としてテレビや新聞といったマスメディアを回答していることから、大地震が起こるたびに住宅の耐震基準に関する情報が報道されることによって、認知が進んできたと考えられます。一方で、群馬県内で全市町村が実施している耐震診断事業について知っている人は約35%であり、周知が足りていない状況です。

項目②：離れて暮らす家族等への意識について

令和6年元日に発生した能登半島地震では、帰省や旅行で滞在していた多くの人が地震の被害を受けました。今回のアンケートでは、回答者の住まいだけでなく、離れて暮らす家族等の住まいに関しても調査しました。

回答者のうち、県内外で離れて暮らす家族等がいる人の割合は全体の約35%であり、そのほとんどが、離れて暮らす家族等の住宅に対して「耐震性が不安である」や「帰省した際に耐震性が確保されているか不安である」と回答しています。また、約75%の回答者が、離れて暮らす家族等の住宅に対して、耐震化や減災化を勧めたいと回答しました。

項目③：耐震改修等の意向について

【耐震診断の意向に関して】

旧耐震基準の住宅居住者の約70%が「無料であれば耐震診断を受けたい」又は「多少費用がかかっても受けたい」と回答した一方で、「受けたくない」という人も約10%いました。耐震診断を受けたくない理由には「耐震診断を受けても、耐震改修や建て替えをするつもりがないから」や「知らない人に家に入ってほしくないから」などの回答がありました。

【耐震改修等の意向に関して】

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合の対応について、「部分改修をしたい」の回答した人が約43%で最も多く、次いで「耐震改修したい」「建替したい」「耐震シェルタ*設置したい」の順に回答があり、多くの人が減災化（「部分改修*」と「耐震シェルター設置」）に関心を持っていることがわかりました。

一方で、「なにもするつもりはない」と回答した人は約20%で、耐震性が不足していても何もしない人が一定数いることがわかりました。

また、回答者の年齢別に結果をみると、対策を行いたいと回答した人のうち、高齢者は「耐震改修したい」の回答割合が多いのに対し、高齢者以外は「建替したい」「除却したい」の回答割合が多い結果となりました。

「*」はP25を参照

2 「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状とこれまでの取り組み

(1) 群馬県による「多数の者が利用する建築物」の耐震アンケート結果

群馬県では、多数の者が利用する民間建築物の所有者等に対して、耐震化に関する意識等を把握するためにアンケート調査を実施しました。また、アンケートの実施にあわせて、パンフレットにより耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修の実施に関する普及啓発を行いました。

■ アンケート結果の概要

アンケート結果の概要は以下のとおりです。

(アンケート結果の詳細は資料編 資料5-2 (P.46～) を参照)

アンケート期間：令和7年9月30日～10月15日

実施方法：WEB又は紙面回答方式

対象者：多数の者が利用する建築物の所有者等 388人

回答者数：152人（回答率：39.2%）

項目①：耐震診断や耐震改修に関する不安や懸念について

耐震診断を実施しない理由として、「工事資金の確保が難しいため」が最も多く、次いで「診断費用がかかるため」という結果でした。

また、耐震改修への不安や懸念についても、「耐震改修の工事資金不足」が最も多く、所有者等の不安や懸念の解消のためには、耐震診断や耐震改修にかかる費用負担軽減の取り組みが必要であるといえます。

項目②：耐震改修の意向について

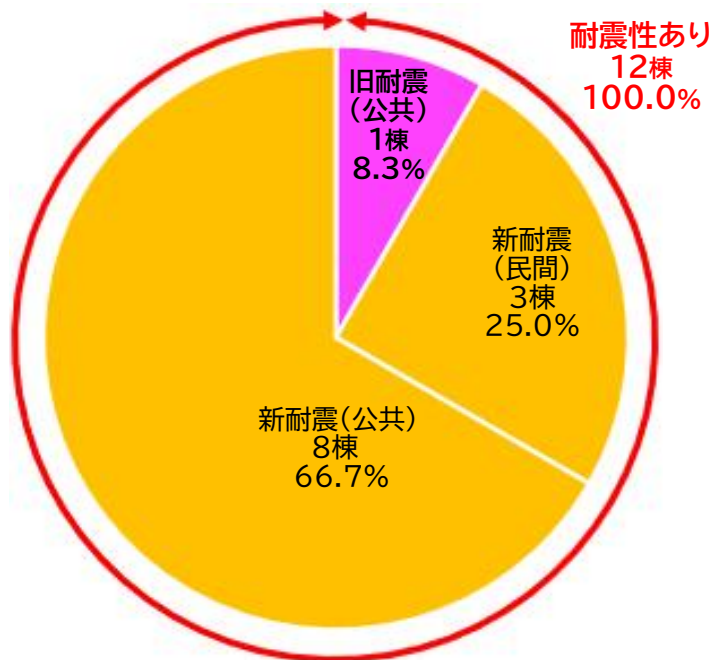
耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された場合の対応について、耐震改修や建て替え等を実施したいと回答した所有者は約85%でした。このことは、耐震性が不足していることを把握すれば、耐震化につながる可能性があることを示しており、まずは、所有者に耐震診断の実施を促す取り組みが重要であるといえます。

(2) 下仁田町における耐震化の現状

本町における令和6年度末時点での「多数の者が利用する建築物」*の耐震化の状況は図3-3のとおりです。
多数の者が利用する建築物の総棟数12棟のうち、耐震性のある建築物は12棟で、耐震化率は100%となっています。

「*」はP26を参照

図3-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の状況
(令和7年3月31時点)



$$\frac{\text{多数の者が利用する建築物の耐震化率}}{\frac{\text{耐震性のある棟数12棟}}{\text{総棟数12棟}}} = 100\%$$

■ 用途別の耐震化の状況

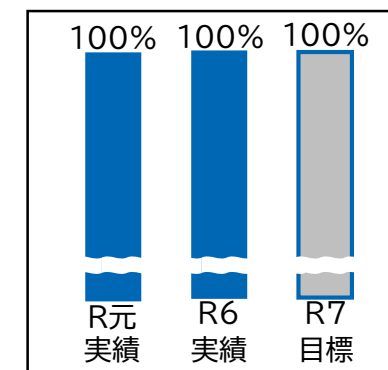
表3-2：用途別の耐震化の状況（令和7年3月31時点）

(単位：%)

用途	耐震化率	
	民間施設	公共施設
学校	-	100.0
病院等	-	100.0
集会場等	-	-
店舗等	100.0	-
ホテル等	-	-
賃貸共同住宅等	-	-
福祉施設等	100.0	-
公益上必要な建築物	-	100.0
その他	-	-
全体	100.0	100.0

■ 耐震化率の推移

図3-4：多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と目標



多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和元年度末で100%、令和7年1月現在で100%で、第3期計画の目標である100%を達成しています。

(3) 下仁田町におけるこれまでの取り組み

下仁田町では、旧耐震基準の建築物であった下仁田町役場の庁舎の耐震改修工事を、平成27年5月20日に完了しています。また、他の多数の者が利用する建築物は民間、公共の施設ともに、すべて新耐震基準の建築物となっています。

3 「耐震診断義務付け対象建築物」の耐震化の現状とこれまでの取り組み

(1) 下仁田町の耐震化の現状

本町における令和6年度末時点での、耐震診断義務付け対象建築物は存在しません。

4 公共建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み

(1) 下仁田町の耐震化の現状

本町における令和6年度末時点での、公共建築物は、耐震性があるか、もしくは耐震改修実施済みです

5 ブロック塀等の安全対策の現状とこれまでの取り組み

(1) 下仁田町のこれまでの取り組み

当町では、広報紙やホームページ等でブロック塀等の安全対策について周知を行うとともに、学校やPTA、教育委員会、土木事務所、町建設部局による合同の通学路点検実施や生活環境保全に係る老朽空き家周辺の点検等を環境部局が行っています。

ブロック塀等については、昭和53年の宮城県沖地震や平成30年の大阪府北部地震をはじめとする過去の地震において倒壊事故が発生しており、安全対策の必要性が指摘されてきました。

群馬県では令和5年度から、市町村が民間の危険ブロック塀等の除却工事に対し補助を行う場合に、その費用の一部を県が市町村へ補助する事業を開始しました。令和7年4月時点で15の市町村が補助制度を創設し、民間への補助により対策を進めています。当町においても、補助導入の検討をします。

第4章 耐震化の課題と目標・施策

1 目標設定の考え方と施策の方向性

(1) 下仁田町における目標設定の考え方と主要な目標

本計画における目標設定の考え方は次のとおりです。

目標設定の考え方

- ① 国基本方針や群馬県、町における耐震化の現状を踏まえ目標を設定

※ 国の目標は、資料編 資料3 (P.28) を参照

表4-1：本計画における主要な目標

建築物の用途等	指標	目標値 (R12年度末)	現状値 (R7.1.1現在)
住宅	耐震化率	95%	67.4%

(2) 施策の方向性

本計画における施策に取り組むうえでの方向性は、次のとおりです。

施策の方向性

- ① 各建築物の共通課題である所有者等の費用負担軽減に取り組むとともに、所有者等が自発的に耐震対策を進める環境整備に取り組む。
- ② ターゲットや優先順位を定め、効果的な取り組みを実施する。
- ③ 行政や民間事業者、自治会等の地域組織の役割分担と連携により施策を推進する。

2 「住宅」の耐震化に関する課題・目標・施策

(1) 下仁田町における課題等（県のアンケート調査も踏まえて）

ア 住宅所有者等の費用負担

下仁田町では、耐震改修補助実績がないため、群馬県の過去5年間の耐震改修補助実績によると、耐震改修工事にかかった費用は平均で約260万円となっており、住宅所有者等に大きな費用負担となっており、耐震化阻害の一番の要因となっていると思われます。物価や人件費の上昇に伴う工事費高騰のなかで、費用負担も増加傾向にあると考えられ、補助額の増額等さらなる費用負担軽減の取り組みが重要と思われます。

イ 高齢者世帯住宅の耐震化

下仁田町は高齢化率が55%を超え、一方で出生数は月に1名もない超少子高齢化であり、また高齢者の1人2人世帯も多い自治体となっています。県が実施したアンケートによると、高齢者世帯ほど古い住宅に住んでいる傾向にありますが、住宅が古いほど改修工事費用は増加するため、費用負担がより大きな課題であり、「改修してもあと何年住むかわからない」といった声も多くあり、高齢者世帯の耐震化阻害の大きな要因です。当計画第2章のデータでも、高齢化進行地域である当町の属する西毛地域では、住宅の耐震化率が低い傾向にあり、地域の状況に応じた高齢者世帯住宅の耐震化を重点的に取り組んでいく必要があります。

ウ 改修工事による生活環境への影響

県で実施した住宅の戸別訪問によるヒアリングでは、耐震改修を行わない理由について、「工事の前に必要となる家具の移動や不要品の廃棄などの片付けをしたくない」「毎日工事業者に出入りされたくない」「壁が増えて部屋が暗くならないか心配」といった意見があったとのことで、改修工事に伴う居住環境の変化は、耐震化阻害の一因となっていると思われます。

エ 耐震診断の実施と耐震化への展開

下仁田町では国の補助金を活用して、無料の耐震診断事業を実施してきましたが、県が実施したアンケートでは、この事業について知らない人が多い一方で、無料であれば耐震診断を受けてみたいという回答者がほとんどを占め、周知が不十分なことで、耐震診断を受けてみたい人が受けられていない可能性があることがわかりました。

下仁田町においても、耐震診断を行い耐震性が不足していることが判明しても、そのあとの耐震改修等につながっていないため、いかに耐震改修等につなげるかが課題となっています。

オ 減災化の促進

費用負担等の理由により耐震化が困難な住宅の所有者等に対して、耐震改修よりも容易に実施できる部分的な耐震改修といった「減災化」を促進していく必要があり、「減災化」対策について多くの方に知ってもらい、実施につなげることが課題となっています。

(2) 下仁田町における目標

ア 住宅の耐震化の目標

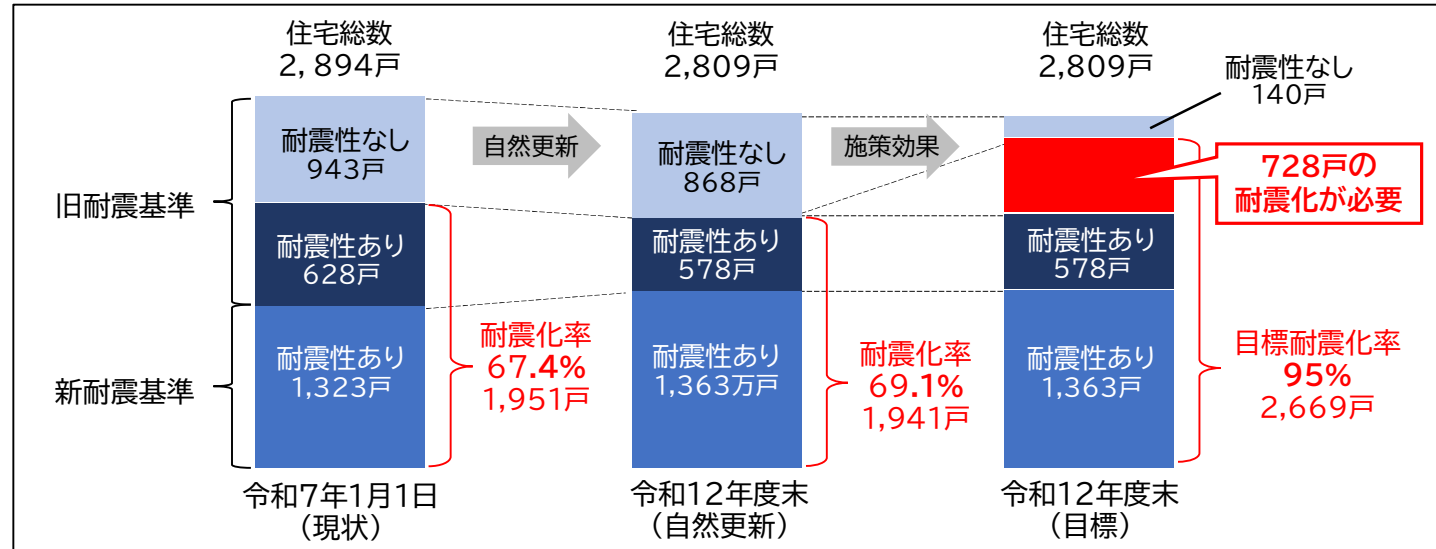
住宅の耐震化の目標は、国の基本方針、現状の耐震化率及び自然更新による耐震化率の推移を踏まえ、次のとおり設定します。

目標 令和12年度末における耐震化率を95%としたうえで、令和17年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消する

今後の住宅戸数の推移を考慮したうえで、住宅の建替や除却による更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、令和12年度末時点で耐震性があると判断される住宅は1,941戸となり、自然更新(建替・除却)による住宅の耐震化率は69.1%となる見込みです。

目標達成のためには、自然更新による耐震化に加えて、施策の実施により令和12年度末までに728戸の耐震化を図る必要があります。

図4-1：住宅の耐震化の目標と必要な耐震化戸数



イ 補助の実施施策

施策 木造住宅耐震診断派遣事業・耐震改修補助事業の周知徹底

町民向けのパンフレットの作成や町広報への掲載などの実施や、企画課所管の空き家バンク制度利用者や生活環境保全を所管する保健課環境係など、庁内関係部署と連携し、住宅の所有者への直接的な働きかけを行い、耐震対策の啓発や危険家屋の除却も含め、耐震改修や除却の意向調査、補助制度の周知を徹底します。

また、令和6年度から実施されている戸建住宅の戸別訪問を行うことで、実態把握と補助事業の周知を行います。

(3) 下仁田町における住宅の耐震化及び減災化に向けた施策

本計画では、耐震性のない住宅の大部分を占める旧耐震基準の「木造戸建住宅」に重点を置いた施策を進めます。

ア：耐震診断・耐震改修・除却に関する施策

① 木造住宅耐震診断派遣事業・耐震改修補助事業の推進

下仁田町民向けのパンフレットの作成や、町広報、町ホームページへの掲載、町内に住宅を所有する方や企画課所管の空き家バンク制度利用者などへ、耐震対策の啓発を行い、耐震化率の向上に努めます。

② 除却による耐震化の促進

住宅の耐震化率は、旧耐震基準の住宅の更新（建て替えや除却）によって上昇するため、生活環境保全を所管する当町保健課環境係による危険家屋を含めた空き家除却補助事業の周知徹底や補助の拡充を検討します。

③ 住宅のリフォームに併せた耐震改修等の促進

住まいの省エネやバリアフリー化などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することは、費用や手間を軽減できるという面で所有者にメリットがあるため、リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者等に対し、耐震対策の必要性や補助制度について周知し、住宅のリフォームに併せた耐震改修等の実施を促進します。

イ：部分改修工事などの減災化に関する施策

住宅所有者等にとって、耐震化よりも容易に実施できる減災化の手法は、工事にかかる費用負担や住宅の継続使用の問題で耐震化に積極的でない高齢者世帯に対して有効な耐震対策であることから、費用や居住環境の変化に対する懸念や住宅の大部分を使用していない等の理由で、住宅全体の耐震化に踏み切れない所有者等に対して、「部分的な耐震改修」や「段階的な耐震改修」の実施を促します。

ウ：所有者の費用及び負担軽減対策

住宅の耐震診断や耐震改修等に要する費用について、住宅所有者等の負担を軽減し耐震改修等の実施を後押しするため、県と協調して補助を行うとともに、耐震化や減災化にかかる補助制度の活用を促すために、町ホームページや広報誌等を通じて制度の周知を行います。

また、所有者がより活用しやすい補助制度となるよう、必要に応じて制度の見直しや補助拡充、新設を検討します。

エ：情報提供の充実

① 情報提供・普及啓発

町広報、町ホームページ、回覧板、パンフレットなど様々な手段で所有者等へ継続的な情報発信を進めていきます。
また、固定資産税納付通知発送時に耐震診断や耐震改修の情報を掲載したチラシの同封を継続し、建物所有者への啓発を行います。

② 戸別訪問

所有者等に対する直接的な普及啓発として、令和6年度から県と連携して実施されている戸建住宅の戸別訪問を行うことで、実態把握と補助事業の周知を行います。

③ ハザードマップ等を活用した意識啓発

群馬県地震被害想定調査の結果や、地震を含む災害発生時の避難場所などをまとめた下仁田町作成の防災マップなどを活用し、町民が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう取り組みます。

④ 地域住民等に対する普及啓発等

耐震改修を行う工事現場に、耐震改修に係るのぼり旗の設置を行い、地域住民や通行者等に対して耐震改修の普及啓発を行います。

オ：住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる耐震化・減災化の実施

下仁田町と県が連携し、住宅所有者に身近な市町村に対して、住宅耐震対策の積極的な取り組みを位置付けた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定・実行の支援を受けながら、町主体の取り組みを促進するとともに、下仁田町の実情に合わせた耐震化・減災化事業を実施します。

3 ブロック塀等の安全対策に関する課題・目標・施策

(1) 課題

大阪府北部地震のブロック塀倒壊による死亡事故を契機に、危険なブロック塀等の安全対策が全国的に進められてきましたが、ブロック塀等は広域に渡り膨大な量が存在しており、実態把握が進んでいないことが、安全対策を進める上での課題となっています。

県実施のアンケートでは、補助金手続きに関する負担や、補助金額の少なさへの不満が見受けられ、より活用しやすい補助制度への見直しが課題です。また、補助制度のない市町村も多いため、市町村の補助制度創設も課題です。

(2) 下仁田町における施策

当町では、これまで同様、広報紙やホームページ等でブロック塀等の安全対策について周知を行うとともに、学校やPTA、教育委員会、土木事務所、町建設部署による合同の通学路点検実施や、生活環境保全に係る老朽空き家周辺の点検等を環境部局が行うこととします。

また、補助制度の創設を検討します。

第5章 耐震化の促進に向けて

1 耐震化促進のための体制づくり

(1) 基本的な考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

ア 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図る

住宅・建築物の耐震化、減災化の促進のためには、まず、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力の下、耐震化を進めることが重要です。

イ 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援する

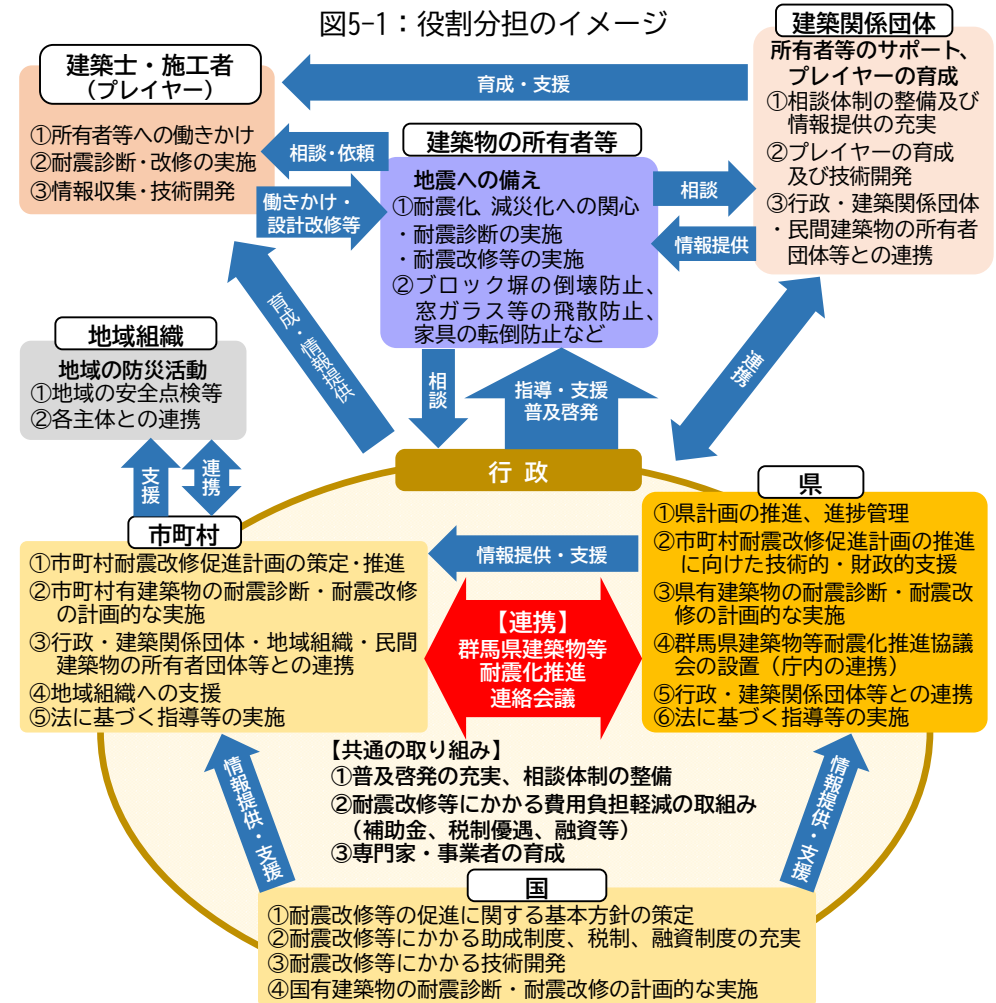
国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

ウ 建築士・施工者がプレイヤーとして活躍できる環境整備

国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

(2) 役割分担

図5-1：役割分担のイメージ



(2) 下仁田町と県の関係部局との連携

建築物等の耐震化促進に関する県及び各市町村の役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※¹が設置され、建築物等の耐震化を計画的に促進していますが、下仁田町も会議等に参画し、効率的な施策の実施について連携を図りながら、耐震施策に係る情報共有や耐震化促進に向けた課題の検討を諮ります。

※² 群馬県と県内35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化促進に関する県、市町村の役割分担や、効果的な施策の実施等について協議し、連携を図るための場。

(3) 区長会等地域活動との連携

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、区長会等の地域組織における防災訓練等の防災活動や地域の会議等にあわせ、耐震相談会や講習会を実施するなど、地域との連携を図ります。

II 資料編

資料1	用語解説	P. 25
資料2-1	特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表	P. 26
資料2-2	通行障害建築物の要件等	P. 27
資料3	全国の住宅・建築物の耐震化の現状と目標	P. 28
資料4	群馬県における過去の地震被害	P. 29
資料5-1	住まいの耐震アンケート結果	P. 30
資料5-2	建築物の耐震診断・耐震改修に関するアンケート結果	P. 46

資料 1

用語解説

用語	解説
2050年に向けたしもにた5つのゼロ宣言	環境省が提唱する「2050年ゼロカーボン」と歩調を共に、基礎自治体として町民と協働し、温室効果ガス排出量ゼロの実現を目指し、併せて、災害時のエネルギー確保、プラスチックごみ、食品ロスといった喫緊の課題に対応すべく『ぐんま5つのゼロ宣言』と連携し、次世代を担う子供たちが住み続けたいと思う持続可能なまちづくりを実現すべく、令和4年7月7日に「しもにた5つのゼロ宣言」を宣言し、そのうちのひとつで、町の強靭化を図るとともに、町民一人一人の防災意識を高め自然災害による死者をゼロにすること。
旧耐震基準	1981年(昭和56年)5月31日以前に建築確認申請が行われた建築物の耐震基準。 中規模の地震(震度5程度)が発生しても、建物が倒壊しないことを目標としていた。
新耐震基準	1981年(昭和56年)6月1日以降に建築確認申請が行われた建築物の耐震基準。 中規模の地震(震度5強程度)が発生しても建物がほとんど損傷せず、また、大規模な地震(震度6強から7)が発生しても建物が倒壊しないことを目標としている。
2000年耐震基準	建築基準法の改正により2000年(平成12年)6月以降に木造建築物を対象に適用された基準で、壁や筋交いを入れた軸組の配置や接合部の仕様等の構造関係規定について明確化された基準。

用語	解説
全国地震動予測地図	地震調査研究推進本部(地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するための組織)が、国民の防災意識の向上や効果的な地震防災対策を検討する上での基礎資料として活用されることを目的に作成・公表する、全国の地震動予測を可視化した地図。
群馬県地震被害想定調査	群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震の被害を科学的知見に基づき想定し、その被害を可能な限り減少させるために、県や市町村の地震防災対策の充実や、県民の自助・共助による地域防災力向上の検討を行う際の基礎資料とすることを目的として実施した調査。
住宅・土地統計調査	総務省統計局が5年ごとに実施する統計調査で、日本における住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査。
部分改修	「群馬県木造住宅耐震改修等支援事業」では、2階建て木造住宅の1階部分を現行の耐震基準と同程度に耐震改修する方法をいう。
耐震シェルター	地震により建物が倒壊しても居住者の生命を守るための空間を確保できる部屋型又は家具型の構造物。

資料2-1 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

 : 要緊急安全確認大規模建築物

 : 要安全確認計画記載建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条・法第7条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	/	/
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る) 寄宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所				

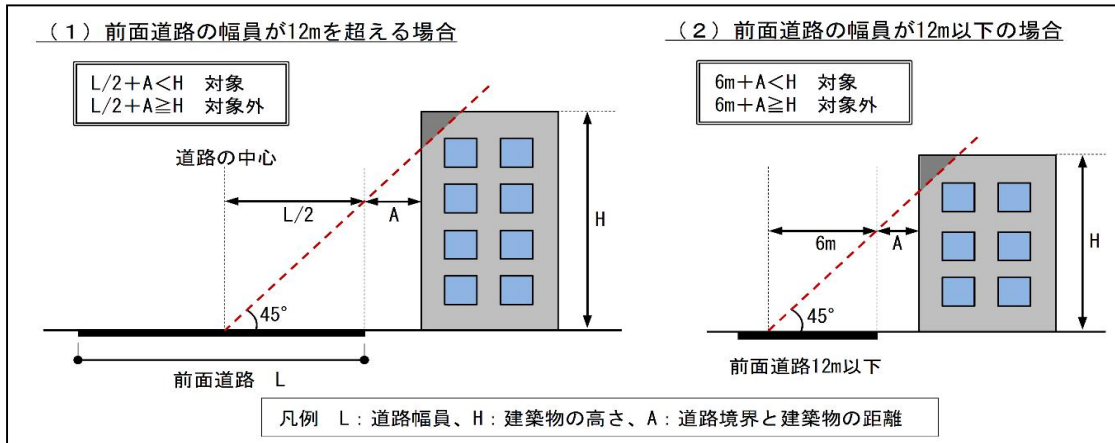
多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条・法第7条)
多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗		
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物(法第14条第2号)		
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(法第14条第3号)	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(附属ブロック塀等含む)(沿道建築物)
防災拠点である建築物	/	/	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応策に必要な施設等の建築物

資料2-2 通行障害建築物の要件等

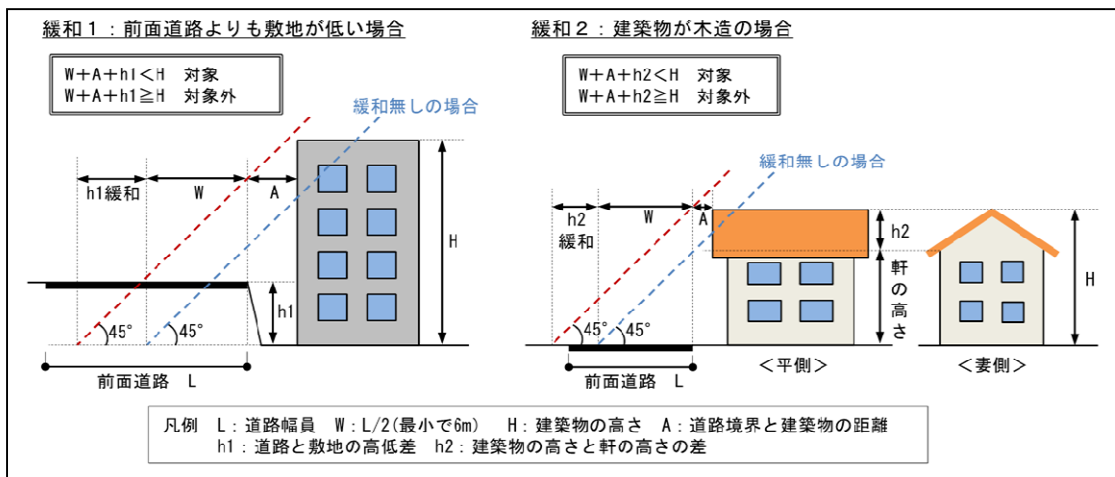
■通行障害建築物の対象となる要件

建築物の高さが、下図のとおり前面道路の幅員に対して決められた数値を超えるもの。



■通行障害建築物の対象となる要件の緩和

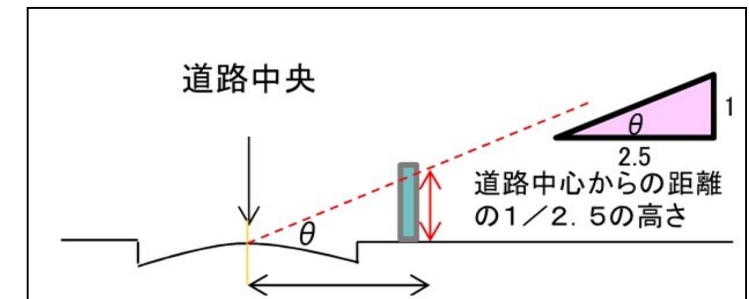
避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされており、群馬県計画における避難路の指定では、下図のとおり要件の緩和の規定を設けることとしています。



■通行障害建築物の対象となるブロック塀等の要件

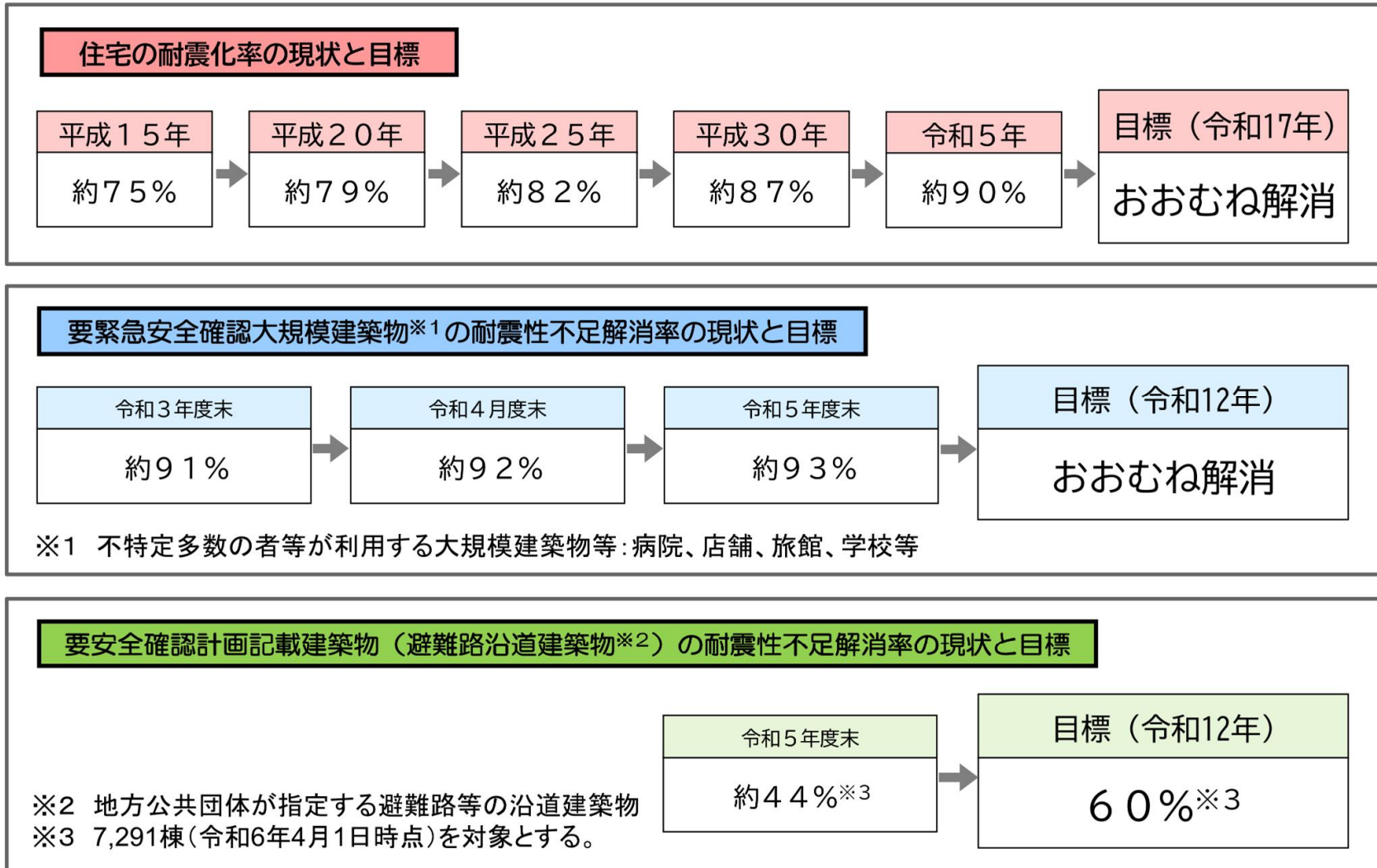
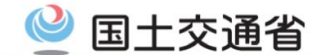
平成30年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。

対象は、その前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。



資料3 全国の住宅・建築物の耐震化の現状と目標

住宅・建築物の耐震化の現状と目標



出典：国土交通省ホームページ（令和8年3月時点）

資料4 群馬県における過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。大正以降、県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（H16.10）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及びました。

また、818年に関東平野北西部（今の群馬県付近）で推定マグニチュード7.5以上の弘仁（こうにん）地震が発生し、歴史書の「類聚国史」には多くの死者が出たと記載されています。

【写真】弘仁地震（818年）によるものとされる地割れ



資料：渋川市半田中原・南原遺跡、渋川市教育委員会提供

群馬県における過去の地震被害

出典：「群馬県地域防災計画(震災対策編)」(令和7年3月)

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	浅間山麓を震源とする地震※	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所、前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町、 片品村東小川、桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川、高崎市高松町、 渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖 地震(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町、前橋市富士見、 高崎市高松町、桐生市新里町、 太田市西本町、渋川市赤城町、 明和町新里、千代田町赤岩、 大泉町日の出、邑楽町中野	死者1名、負傷者42名 住家半壊7棟 住家一部破損17,679棟
2014.9.16 (平成26年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：前橋市粕川町、 伊勢崎市西久保町、太田市西本町、 千代田町赤岩、大泉町日の出、 邑楽町中野、みどり市大間々町	負傷者5人 住家一部破損689棟
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市赤城町 4：沼田市西倉内町、東吾妻町本宿、 前橋市昭和町、前橋市堀越町、 前橋市粕川町、前橋市富士見町、 桐生市黒保根町、桐生市新里町、 伊勢崎市西久保町、渋川市石原、 渋川市北橋町、渋川市吹屋、 吉岡町下野田	住宅一部破損4棟

※ 浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害だったとされている。

資料5-1 住まいの耐震アンケート結果

■アンケート概要

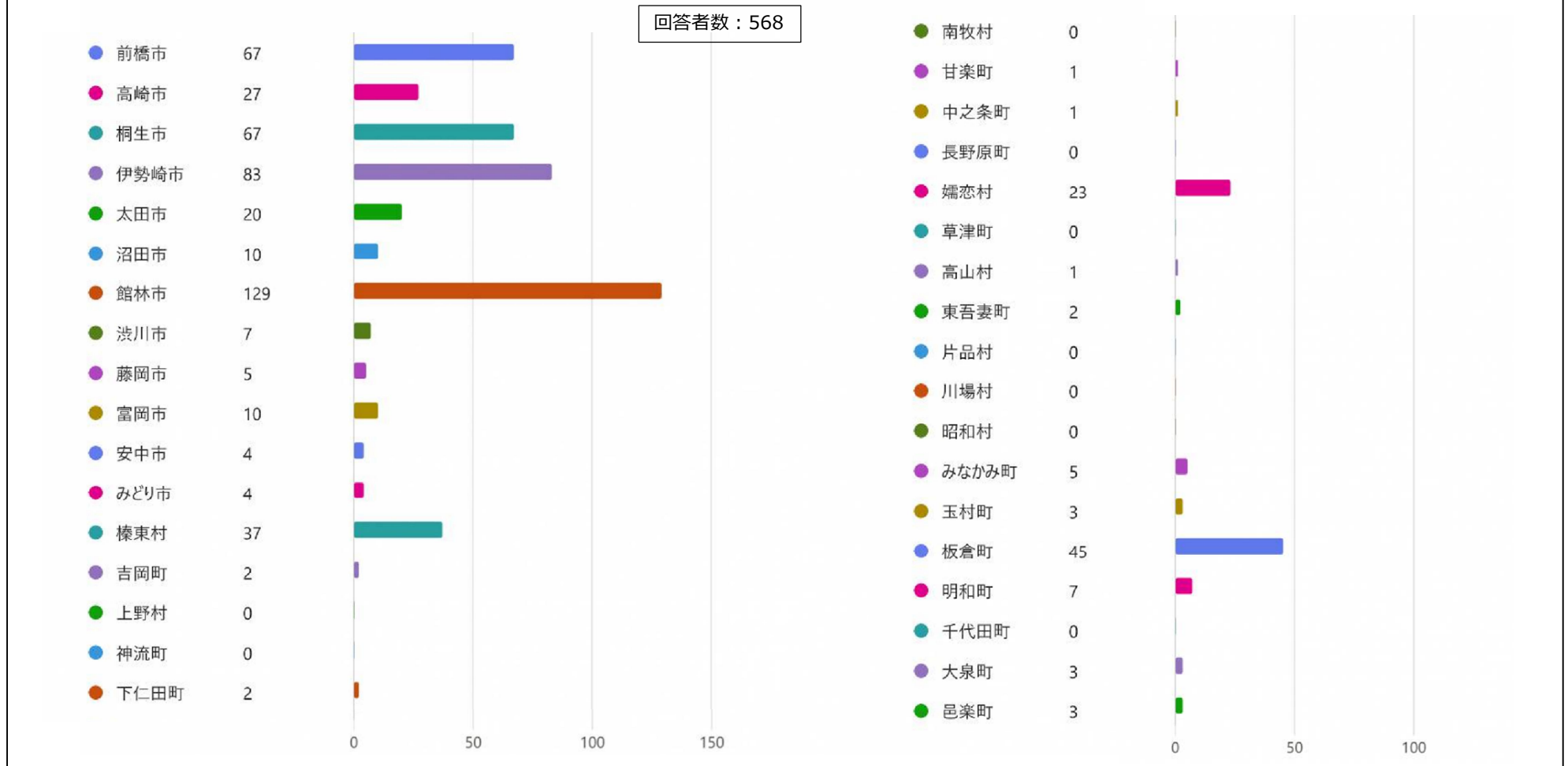
【アンケート期間】令和7年8月8日～9月5日

【対象者】任意の県内在住者

【実施方法】WEB回答方式

【回答者数】568人

1. あなたがお住まいの市町村を選択してください。

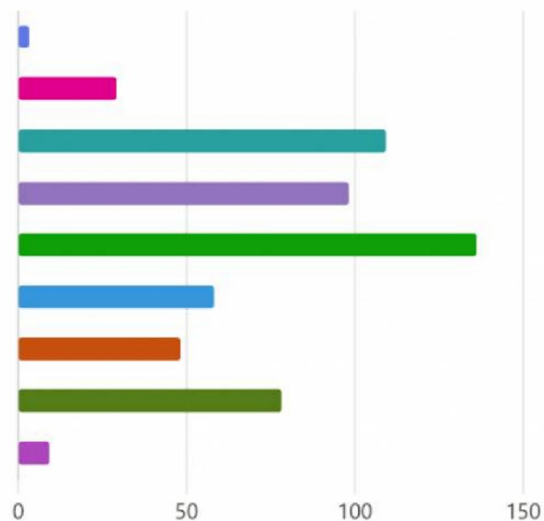


- ・館林市の回答が129名（約23%）で最も多く、続く伊勢崎市、前橋市・桐生市もそれぞれ全体の回答者数の約12-15%程度を占めている。
- ・24市町村で回答者数が10名以下、そのうち9町村は回答者数が0名で、市町村による回答者数の差が大きい。

2. あなたの年齢を選択してください。

回答者数：568

● 19歳以下	3
● 20～29歳	29
● 30～39歳	109
● 40～49歳	98
● 50～59歳	136
● 60～64歳	58
● 65～69歳	48
● 70～79歳	78
● 80歳以上	9



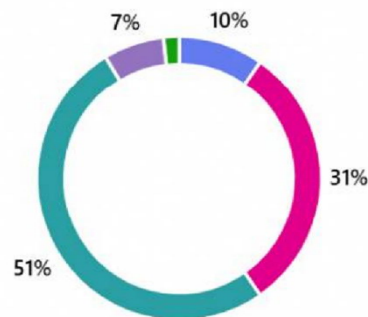
- ・回答者のうち約24%にあたる136名が50代。
- ・続いて30代、40代の回答が多く、現役世代の回答が多い。
- ・一方、高齢者（65歳以上）の回答は135名（約24%）で、webアンケートでも高齢者の回答を一定数得ることができた。

3. あなたの世帯構成を選択してください。

回答者数：568

※核家族・・・「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子ども」「ひとり親と未婚の子ども」

● 単身世帯	55
● 2人以上の核家族世帯（65歳以上を含む）	174
● 2人以上の核家族世帯（65歳以上を含まない）	290
● その他（65歳以上を含む）	39
● その他（65歳以上を含まない）	10

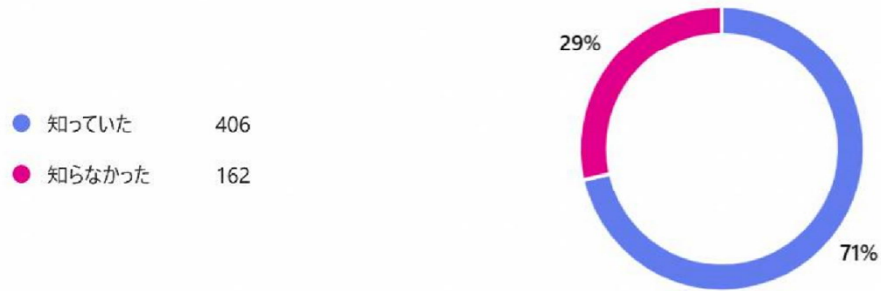


- ・2人以上の核家族世帯が464名（約82%）を占めている。
- ・また、213名（約38%）が高齢者を含む世帯で、高齢者が居住する世帯の意見も一定数得られた。

4. 1981年(昭和56年)5月以前に着工した住宅は、旧耐震基準のため、耐震性が不足している可能性があります。そのことを知っていましたか。

※「旧耐震基準」について知りたい方はこちら⇒<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/672006.pdf>

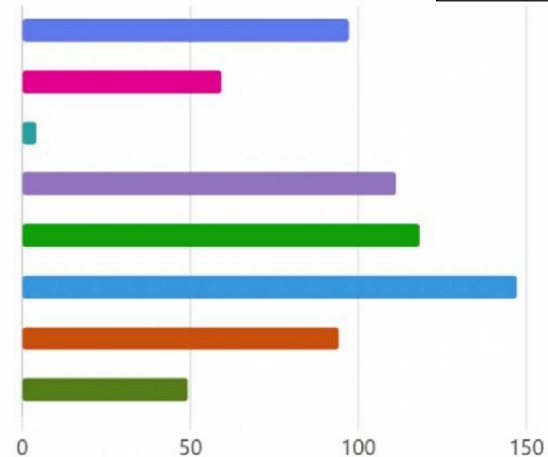
回答者数：568



- ・旧耐震基準について知っている人は406名（約71%）で、旧耐震基準について一定の認知が確認できた。
- ・一方で、162名（約29%）は旧耐震基準について知らないことから、引き続き普及啓発が必要といえる。

5. 「旧耐震基準」を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

● 県や市町村の広報誌	97
● 県や市町村のホームページ	59
● 県や市町村の個別訪問、DM(ダイレクトメール)	4
● 住宅の設計・工事業者等からの情報	111
● 新聞・雑誌等	118
● ラジオ・テレビ	147
● インターネット	94
● その他	49



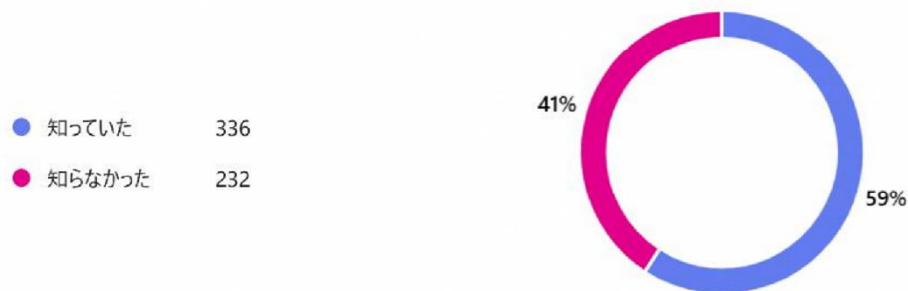
回答者数：406

- ・「ラジオ・テレビ」の回答が147件と最も多い。
- ・他の選択肢も一定数の回答を得ており、旧耐震基準が様々な媒体で取り上げられ、多くの人の目に触れていることが伺える。
- ・旧耐震基準について知らなかったと回答した人の属性（年齢等）を確認し、その属性にあわせた普及啓発を行うことで、効果的な周知を図る。

6. 阪神淡路大震災をきっかけに2000年(平成12年)6月に木造住宅に関する耐震基準の大きな見直しがありました。そのことを知っていましたか。

※「2000年基準」について知りたい方はこちら⇒<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/672006.pdf>

回答者数：568

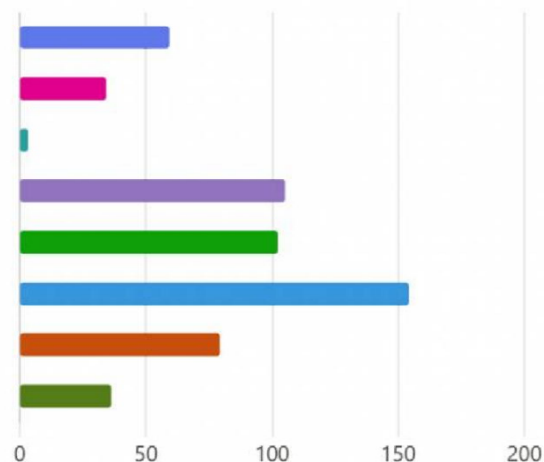


- ・ 2000年耐震基準については、336名(約59%)が知っているという回答。
- ・ 旧耐震基準の認知度に比べて約10ポイント低い結果となっている。

7. 「2000年基準」を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：336

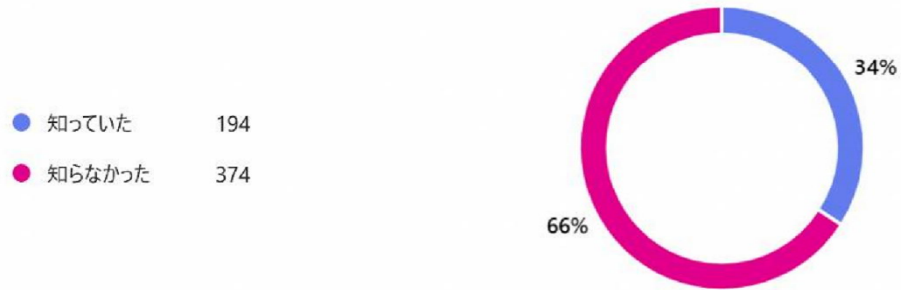
● 県や市町村の広報誌	59
● 県や市町村のホームページ	34
● 県や市町村の個別訪問、DM(ダイレクトメール)	3
● 住宅の設計・工事業者等からの情報	105
● 新聞・雑誌等	102
● ラジオ・テレビ	154
● インターネット	79
● その他	36



- ・ 「ラジオ・テレビ」の回答が154件で、旧耐震基準と同様に最も多い結果となっている。
- ・ 「県や市町村の広報誌」の回答は59件と旧耐震基準の場合と比べて少なくなっており、今後、2000年基準についてもより普及啓発を強化する必要があると考えられる。

8. 1981年(昭和56年)5月以前に着工した木造住宅は、お住まいの市町村で無料の耐震診断を受けられることを知っていましたか。

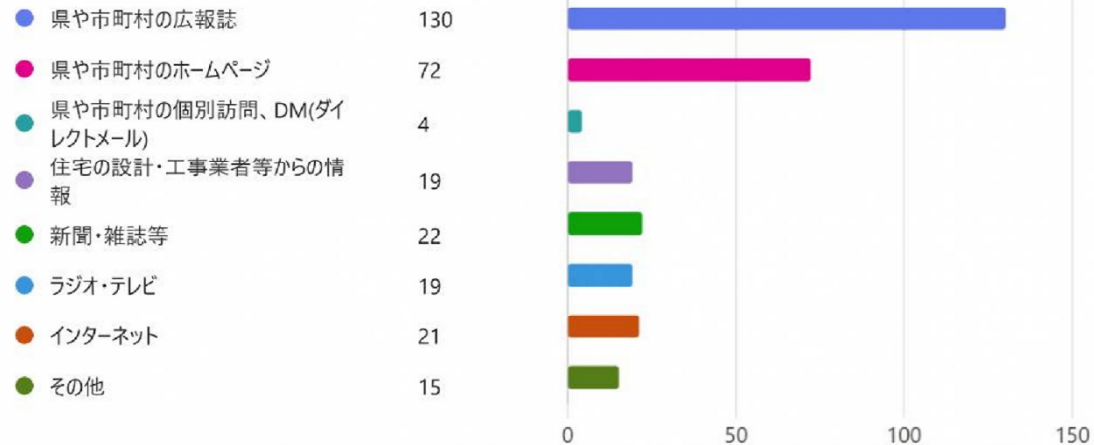
回答者数：568



- ・無料の耐震診断は374名（約66%）が知らないという結果で、周知が不足しているため、今後、普及啓発に注力する必要がある。

9. 「無料耐震診断」を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：194



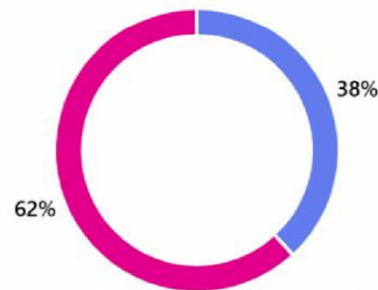
- ・130名が「県や市町村の広報誌」、また72名が「県や市町村のホームページ」と回答し、行政が発信する情報が周知につながっていると考えられる。
- ・「旧耐震基準」や「2000年基準」と比較しても、行政の発信媒体の回答数が多く、逆にマスメディア等の媒体の回答数が少ない。これは、「無料耐震診断」がローカルな情報であるからだと考えられる。
- ・より周知を広げるには、マスメディア等の媒体による情報発信が必要と考えられる。

10. 地震の被害から人の命を守るためには、家全体の耐震改修以外にも、部分的な耐震改修(部分改修)や耐震シェルター設置といった選択肢があることを知っていましたか。

※「部分的な耐震改修」「耐震シェルター」について知りたい方はこちら⇒ <https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/672005.pdf>

回答者数：568

- 知っていた 217
- 知らなかった 351

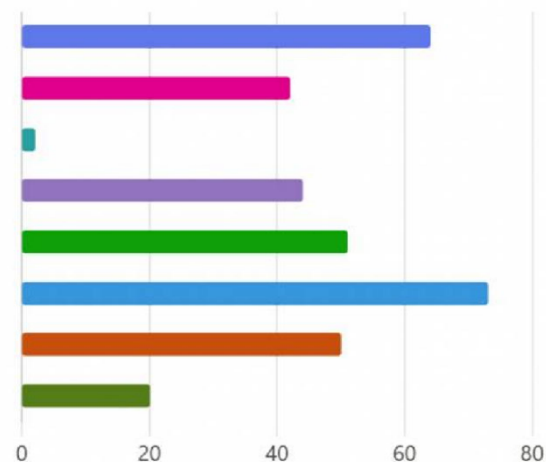


- ・部分改修や耐震シェルターは、351名（約62%）が知らないという結果で、周知が不足しているため、今後、普及啓発に注力する必要がある。

11. 「部分改修」等を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：217

- 県や市町村の広報誌 64
- 県や市町村のホームページ 42
- 県や市町村の個別訪問、DM(ダイレクトメール) 2
- 住宅の設計・工事業者等からの情報 44
- 新聞・雑誌等 51
- ラジオ・テレビ 73
- インターネット 50
- その他 20

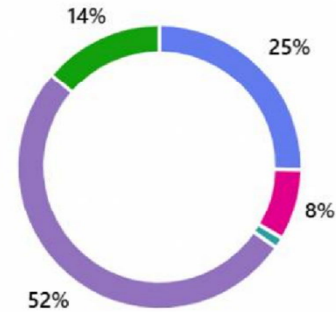


- ・「ラジオ・テレビ」の回答が73名で最も多い。
- ・他の選択肢も一定数の回答を得ており、回答者が様々なメディアから情報を得てることがわかる。
- ・部分改修等について知らなかったと回答した人の属性を確認し、その属性にあわせた普及啓発を行うことで、効果的な周知を図る。

12. 離れて暮らす家族や大切な人で、旧耐震基準（1981年(昭和56年)5月以前）の住宅に住んでいる方はいますか。
以下から1つ選択してください。

回答者数：568

● 群馬県内にいる	144
● 群馬県外にいる	46
● 群馬県内と県外両方にいる	7
● いない	293
● わからない	78

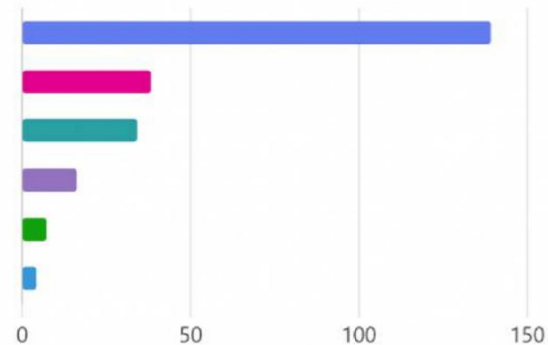


- ・ 197名（全体の約35%）が群馬県内外に離れて暮らす家族などがおり、そのうち約73%の144名（全体の25%）は群馬県内にいる。

13. 能登半島地震（2024年(令和6年)1月1日発生）では帰省中の家族が多く被災しました。
離れて暮らす家族等の住宅に対してどのように感じていますか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：197

● 耐震性が不安である	139
● 帰省した際に住宅の耐震性が確保されているか不安である	38
● 耐震性は大丈夫だと思う	34
● 離れて暮らしているため気が回っていない	16
● 特に何も思わない	7
● その他	4

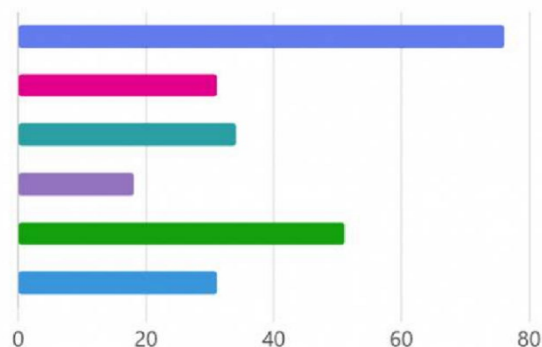


- ・ 「耐震性が不安である」と「帰省した際に住宅の耐震性が確保されているか不安である」が延177名で、多くの県民が離れて暮らす家族等の住宅に不安を抱いていることがわかる。

14. 離れて暮らす家族等に耐震化・減災化を勧めてみたいと思いますか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：197

● 耐震診断を勧めてみたい	76
● 耐震改修や建て替えを勧めてみたい	31
● 部分改修を勧めてみたい	34
● 耐震シェルターの設置を勧めてみたい	18
● 勧めてみたいとは思わない	51
● その他	31

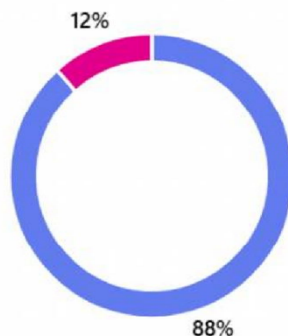


- ・耐震診断や耐震改修、耐震シェルター等、何かしら離れて暮らす家族等に勧めてみたいと考えている人が延べ159名で、「勧めてみたいとは思わないの」51名と比べ多い結果となっている。
- ・「耐震診断を勧めてみたい」の回答は76名と比較的多い割合であるのに対し、「耐震改修や建て替えを勧めてみたい」については31名とその半数以下にとどまっている。
- ・「耐震改修や建て替え」よりも「部分改修」の回答の方が多結果となっている。部分改修が、耐震改修や建て替えよりも容易に実施できることが認識され、相手に勧めやすい選択肢と捉えられていることが伺える。

15. あなたの現在のお住まいは、「持ち家」と「賃貸」どちらですか。

回答者数：568

● 持ち家	502
● 賃貸	66



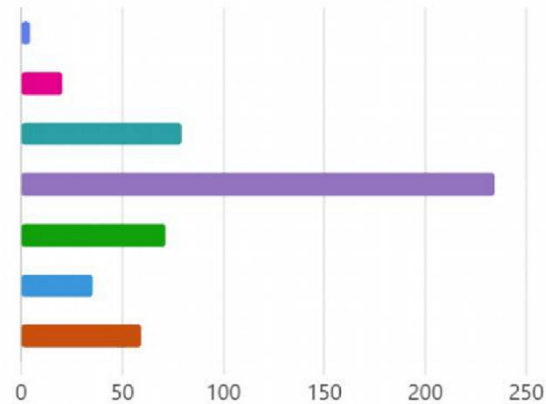
- ・回答者の約88%である502名が持ち家に住んでおり、アンケート全体として持ち家居住者の意見を把握することができる。

16. あなたが居住する住宅の延床面積について、以下から1つ選択してください。

※分譲マンションにお住まいの方は、専有部分の面積をご回答ください。

回答者数：502

● 49㎡（約15坪）以下	4
● 50～69㎡（約15～約21坪）	20
● 70～99㎡（約21～約30坪）	79
● 100～149㎡（約30～約45坪）	234
● 150～199㎡（約45～約60坪）	71
● 200㎡（約60坪）以上	35
● わからない	59

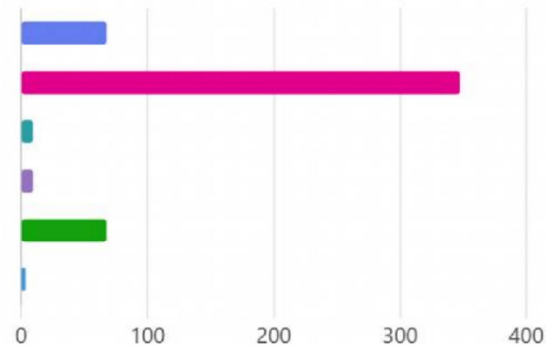


- ・100-149㎡の住宅に居住している人は234名（約47%）で最も多く、次いで70-99㎡が79名（約16%）、150-199㎡が71名（約14%）となっている。
- ・150㎡以上の比較的大きな住宅に住んでいる人は106名（約21%）いる。

17. あなたが居住する住宅の構造・階数について、以下から1つ選択してください。

回答者数：502

● 木造・平屋建て	67
● 木造・2階建て	347
● 木造・3階建て以上	9
● 木造以外・平屋建て	9
● 木造以外・2階建て	67
● 木造以外・3階建て以上	3

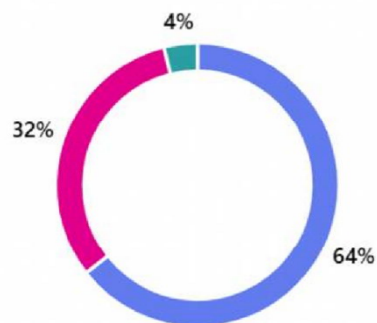


- ・木造2階建ての住宅に住んでいる人が347名（約69%）で最も多い。
- ・木造住宅に住んでいる人の合計は423名（約84%）で、回答者の大半が木造住宅に住んでいる。

18. あなたが居住する住宅の使用状況について、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：502

● 家全体を日常的に使用している	338
● 日常的に使用していない部屋（空き部屋や物置）が複数ある	167
● 日常的に使用していない階がある	20
● その他	0



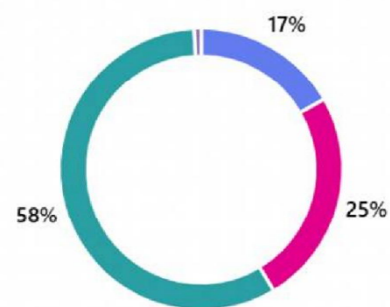
- ・「日常的に使用していない部屋がある」という回答が167名（約33%）である一方、「日常的に使用していない階がある」という回答は20名（約4%）で、一部の部屋を利用していない人は一定数存在するものの、階全体を利用していない人は少数に留まるという結果となっている。

19. あなたが居住する住宅の建築年と構造について、以下から1つ選択してください。

※はっきりとわからない場合でも、どれかを選択してください。

回答者数：502

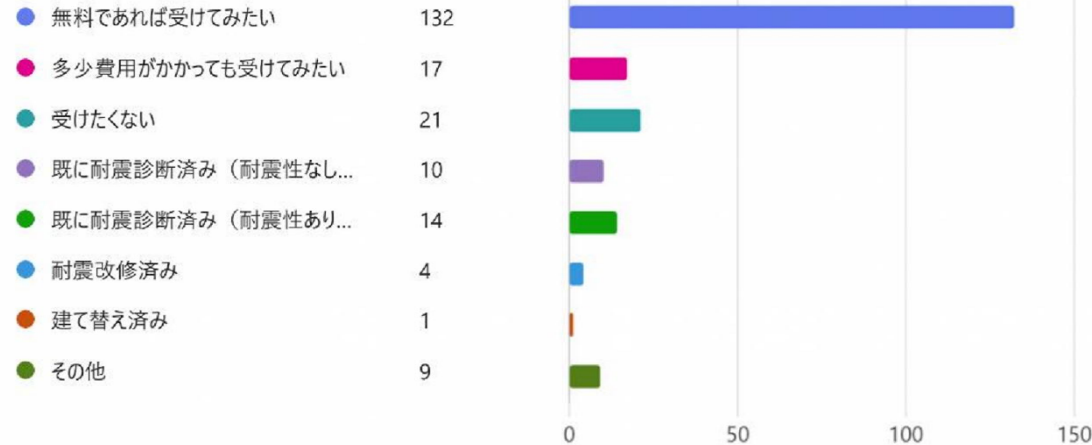
● 1981年（昭和56年）5月以前建築の戸建住宅	84
● 1981年（昭和56年）6月～2000年（平成12年）5月建築の戸建て住宅	124
● 2000年（平成12年）6月以降建築の戸建て住宅	290
● 戸建住宅以外	4



- ・旧耐震基準の住宅に住んでいる人は84名（約17%）、2000年5月以前に建築された住宅に住んでいる人は124名（約25%）となっている。
- ・回答者のうち半数以上は2000年以降に建てられた住宅に住んでいる。

20. 住まいを地震から守るためには、耐震診断を行い耐震性の有無を知ることが大切です。
耐震診断について、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。

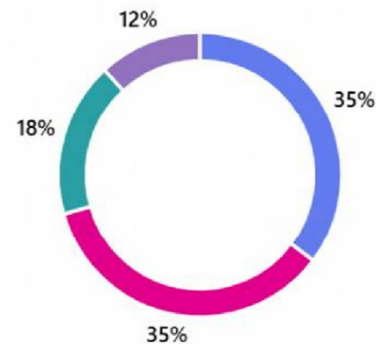
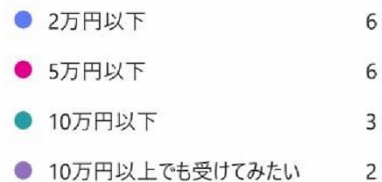
回答者数：208



- ・耐震診断を受けてみたい人は149名で、耐震診断済・耐震改修済の人を除いた179名に対する割合は83%となっている。また、そのうち約89%の132名が無料であれば耐震診断を受けてみたいと考えている。
- ・耐震診断済の人は24名で全体の約16%、そのうち診断結果が「耐震性なし」が10名（約42%）、「耐震性あり」が14名（約58%）となっている。

21. 耐震診断にかかる自己負担がどの程度であれば受けてみたいと思いますか。以下から1つ選択してください。

回答者数：17

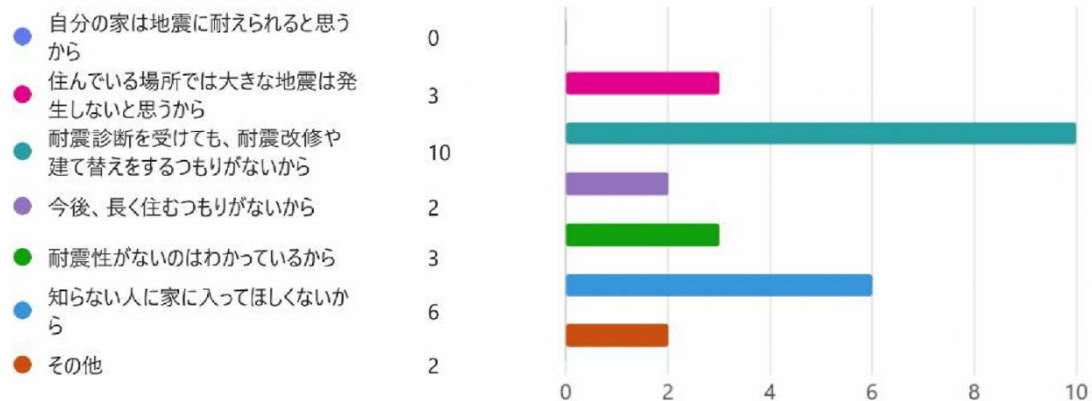


- ・自己負担額が少ないほど回答者数が多いが、全体の回答者数が17名と少ないため参考データとする。

22. 「受けたくない」と回答した方に伺います。

その理由について、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

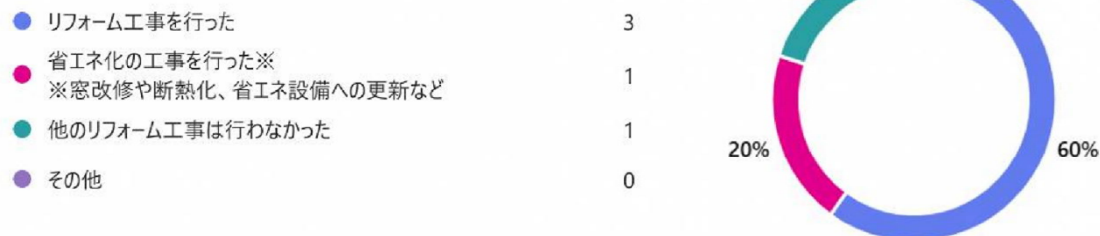
回答者数：22



- ・「耐震改修や建て替えをするつもりがないから」が10名で半数近くを占めており、耐震改修等の必要性を啓発する必要がある。
- ・他に意見が多かった「知らない人に家に入ってほしくないから」という人に対しては、行政が診断士派遣を実施していることをアピールすることが有効と考える。

23. 耐震改修にあわせて他のリフォーム工事をを行いましたか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

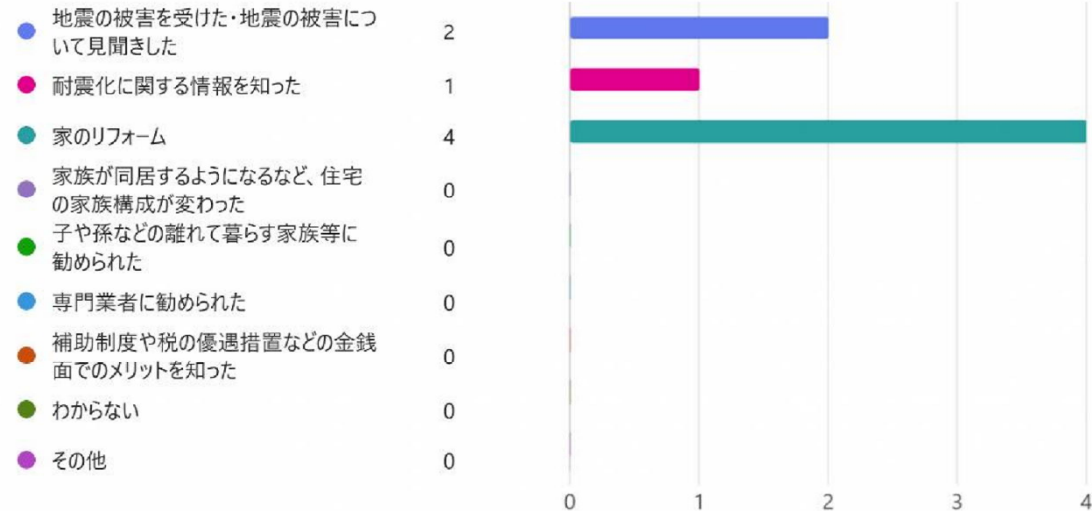
回答者数：4



- ・耐震改修済みの回答者は4名（問20の回答者のうち約2%）とかなり少ない値となっている。
- ・4名のうち3名は耐震改修にあわせてリフォーム工事を行っている。

24. あなたが耐震化をしたきっかけとして、該当するものを3つ以内で選択してください。【3つまで選択可】

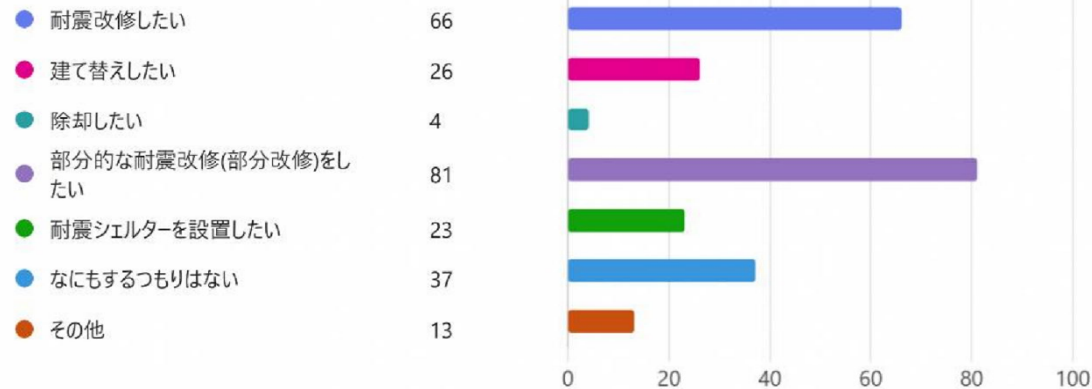
回答者数：4



- ・回答者のうち、4名いずれも「家のリフォーム」を耐震化のきっかけとして挙げており、リフォームと耐震改修が密接に関連していることが伺える。

25. あなたの住宅が耐震診断を受けて耐震性が不足していると診断された場合、耐震化の方法として、どの方法ならやってみたいと思いますか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：189

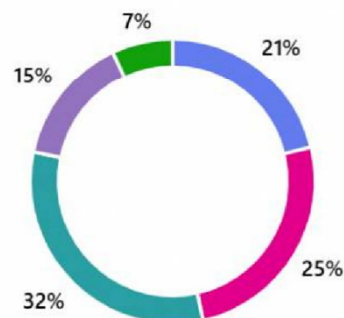


- ・「部分改修をしたい」という回答が81名で最も多く、次いで「耐震改修したい」が66名、「建て替えしたい」が26名となっている。
- ・減災化（「部分改修をしたい」と「耐震シェルターを設置したい」）の回答者は延べ104名で、「なにもするつもりはない」を除いた213名の半数近くとなっている。
- ・「なにもするつもりはない」は37名（約20%）で、耐震性不足が判明しても何もしない人が一定数いることがわかる。

26. 仮に耐震改修を行う場合、耐震改修にあわせて断熱化やバリアフリー化などのリフォームを行うと、別々で行うよりも安価に工事ができます。
この方法について、あなたの考えに近いものを以下から1つ選択してください。

回答者数：189

● 実施してみたい	40
● 興味があるので詳しく知りたい	48
● 耐震改修以外の費用はかけられない	60
● 興味がない	28
● その他	13

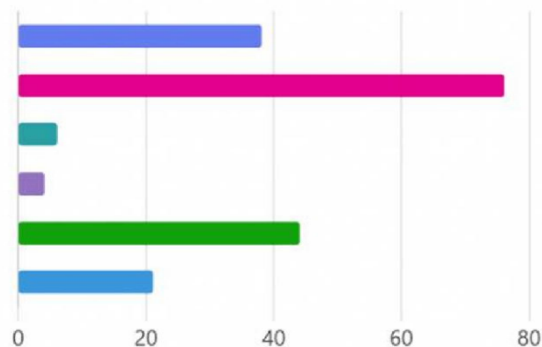


- ・「実施してみたい」が40名（約21%）、「興味があるので詳しく知りたい」が48件（約25%）で、耐震改修とリフォームを同時に行うことに関心のある人が一定数いることがわかる。
- ・一方で、「耐震改修以外の費用はかけられない」が60名（約32%）で費用面によりリフォームを躊躇する人も多く存在することがわかる。

27. 2階建ての1階部分など、家の一部分を耐震改修する方法(部分改修)は、家全体の耐震改修と比べて、費用や工事期間等の面でメリットがありますが、この方法について、あなたの考えに近いものを以下から1つ選択してください。

回答者数：189

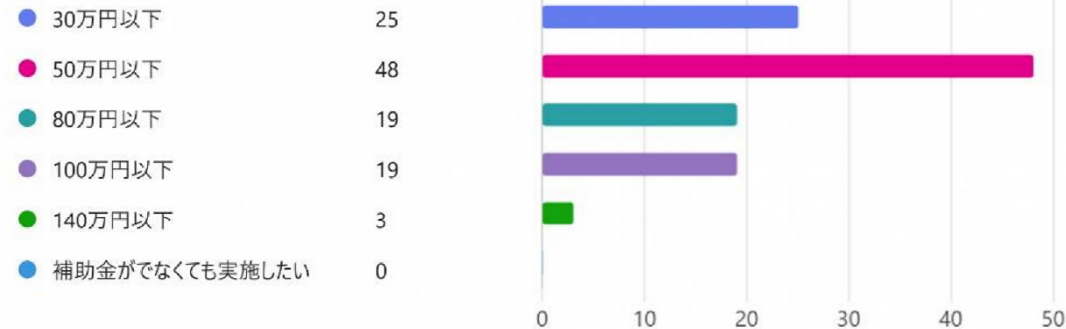
● 実施してみたい	38
● 興味があるので詳しく知りたい	76
● 費用が多かかっても家全体の耐震改修をしたい	6
● 費用が多かかっても建て替えをしたい	4
● 興味がない	44
● その他	21



- ・部分改修について「興味があるので詳しく知りたい」が76件（約40%）で、「実施してみたい」の38名（約20%）と合わせると全体の約60%を占める。
- ・「興味があるので詳しく知りたい」人が、「実施してみたい」人の2倍であることから、部分改修について具体的な情報を持っていないものの、費用や工期などのメリットについて興味がある人が多いと考えられる。

28. 部分改修に約140万円程度の費用がかかり、費用の一部に補助金ができる場合、自己負担額がどの程度であれば実際に改修を行いたいと思いますか。以下から1つ選んでください。

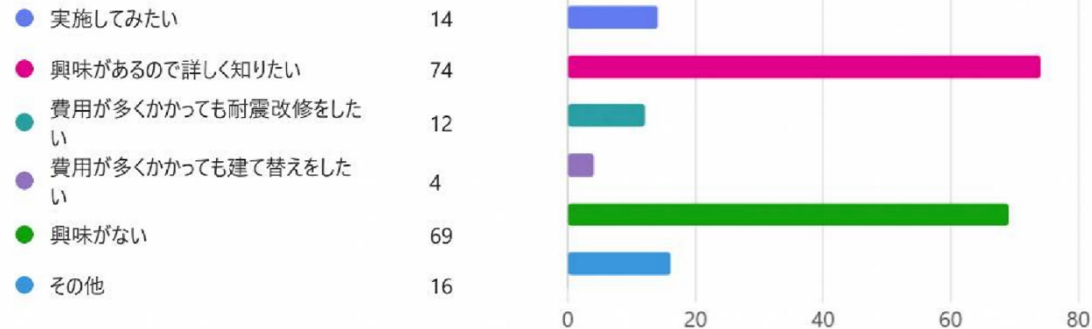
回答者数：114



- ・「自己負担額が50万円以下」が48名（約42%）で、「自己負担額が30万円以下」の25名と合わせると全体の約2/3の占める。
- ・部分改修の工事費が140万円の場合、現状の県補助制度では自己負担額が原則100万円以上となるため、ほとんどの人に部分改修工事をしてもらえない可能性が高い。
- ・「補助金ができなくても実施したい」は0名で、部分改修は補助金の利用が前提になっていることが伺える。

29. 耐震シェルターは耐震改修や建て替えと比べ、低コストで設置でき、地震から身を守ることができます。耐震シェルターについて、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。

回答者数：189

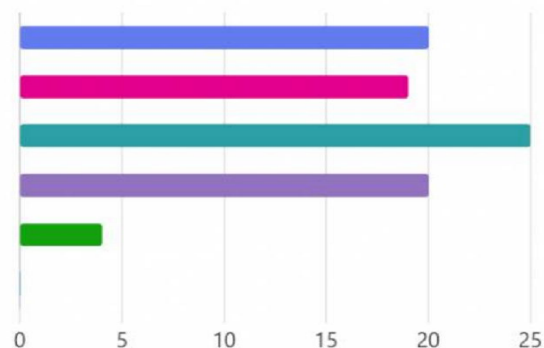


- ・「興味があるので詳しく知りたい」が74名（約39%）で、部分改修と同程度の割合となっているが、一方で「興味がない」という回答が69件（約37%）あり、部分改修と比べて10ポイント以上高くなっている。
- ・耐震シェルターについての理解を深め、より好意的に受け止めてもらえるような普及啓発が重要と考えられる。

30. 耐震シェルター設置に約60万円程度の費用がかかり、費用の一部に補助金ができる場合、自己負担額がどの程度であれば実際に設置を行いたいと思いますか。以下から1つ選んでください。

回答者数：114

● 5万円以下	20
● 10万円以下	19
● 20万円以下	25
● 40万円以下	20
● 60万円以下	4
● 補助金が無い場合でも実施したい	0

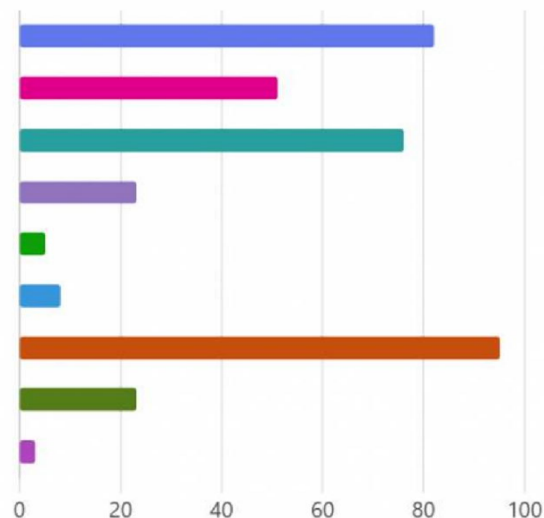


- ・自己負担額が20万円以下の回答の合計が64名（約56%）となっている。
- ・耐震シェルター設置費が60万円の場合、現状の県補助制度では自己負担額が原則30万円以上となるため、2/3程度の人に耐震シェルター設置をしてもらえない可能性が高い。
- ・「補助金ができなくても実施したい」は0名で、耐震シェルター設置は補助金の利用が前提になっていることが伺える。

31. 住まいの耐震化や減災化を行うきっかけとして、どのようなタイミングが考えられるでしょうか。あなたの考えに近いものを3つ以内で選択してください。【3つまで選択可】

回答者数：189

● 地震があったときや地震の被害について見聞きしたとき	82
● 耐震化に関する情報を知ったとき	51
● 家のリフォームを実施するとき	76
● 家族が同居するようになるなど、住宅の家族構成が変わるとき	23
● 子や孫などの離れて暮らす家族等に勧められたとき	5
● 専門業者に勧められたとき	8
● 補助制度や税の優遇措置などの金銭面でのメリットがわかったとき	95
● わからない	23
● その他	3



- ・「補助制度や税の優遇措置などの金銭面でのメリットが分かったとき」という選択肢が95名と最も多くなっており、次いで、「地震があったときや地震の被害について見聞きしたとき」が82名、「家のリフォームを実施するとき」が76名となっている。
- ・耐震化や補助制度の情報を得たときと回答した人が延べ146名いることから、耐震化の重要性や補助金制度等の情報発信を強化していく必要がある。
- ・また、リフォーム事業者との連携についても有効な方法と考えられる。

資料5-2 建築物の耐震診断・耐震改修に関するアンケート結果

■ アンケート概要

【アンケート期間】

令和7年9月30日
～ 10月15日

【実施方法】

WEB又は紙面回答方式

【対象者】

多数の者が利用する
既存耐震不適格建築物
の所有者等 388人

【回答者数】

152人（回答率：39.2%）

▼ アンケート内容（アンケート用紙）

令和7年度 建築物の耐震診断・耐震改修等に関するアンケート調査

【ご回答に関するお願い・注意事項】

- ・アンケート調査依頼文の用紙に記載した建物についてご回答ください。
- ・設問は8～19問です。所要時間は5～10分程度です。
- ・アンケートで取得したデータは、群馬県が策定する次期「群馬県耐震改修促進計画」の基礎データとさせていただきます。

1. 建物の情報について

アンケート調査依頼文に記載した3ケタの建物番号を記載してください。

建築物番号

アンケート調査依頼文に記載した建物の情報について、誤りがある場合、正しい内容を以下に記載してください。

①建物名称	
②建物用途	
③建物所在地	
④延床面積・階数	

2. アンケート回答に関する連絡担当者について

連絡担当者に関する情報を記入してください。

会社名・所属		(会社の場合記入)
氏名		(必須記入)
住所		(必須記入)
電話番号		(必須記入)
メールアドレス		(可能な限り記入)

3. 耐震診断や耐震改修等について

上記1. の建築物に関して回答してください。

問1 現在、建築物が存在するかどうか、該当する番号に○を付けてください。

- | | |
|----------------|---------|
| 1 存在しない。(解体済み) | → 問9へ進む |
| 2 存在しない。(建替済み) | → 問9へ進む |
| 3 存在している。 | → 問2へ進む |

問2 建築物の耐震診断の実施状況や予定について、該当する番号に○を付けてください。

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 実施した。→ (実施年月: 年 月) | → 問3へ進む |
| 2 今後予定している。→ (予定: 年以内) | → 問5へ進む |
| 3 実施していないし、予定もしていない。 | → 問4へ進む |

問3 耐震診断の結果について、該当する番号に○を付けてください。

- | | |
|------------------|---------|
| 1 耐震改修は不要と診断された。 | → 問9へ進む |
| 2 耐震改修が必要と診断された。 | → 問6へ進む |

問4 耐震診断を予定していない理由について、該当する番号に○を付けてください。(複数選択可)

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1 耐震性に問題がないと思っているため。 | |
| 2 大きな地震が起きないと思っているため。 | |
| 3 建替や解体の予定があるため。→ (予定: 年以内) | |
| 4 診断費用がかかるため。 | |
| 5 耐震改修が必要と分かっても工事資金の確保が難しいため。 | |
| 6 誰にお願いしてよいか分からないため。 | |
| 7 合意形成ができていないため。 | |
| 8 建物を使用していない、または今後使用する予定が無いため。 | |
| 9 その他 () | |
- 回答後、問5へ進む

問5 耐震診断の結果、耐震性が不足することが分かったとした場合、どうするか、該当する番号に○を付けてください。(今後、変更になっても構いません。)

- | | |
|--------------|------------|
| 1 耐震改修を行いたい。 | 3 建替を行いたい。 |
| 2 何も行わない。 | 4 解体を行いたい。 |
- 回答後、問7へ進む → 回答後、問8へ進む

問6 耐震改修の実施状況や予定について、該当する番号に○を付けてください。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| 1 実施した。→ (工事完了: 年 月) | → 問9へ進む |
| 2 建替や解体を予定している。→ (予定: 年以内) | → 問8へ進む |
| 3 実施していないが、今後予定している。→ (予定: 年以内) | → 問7へ進む |
| 4 実施していないし、予定もしていない。 | → 問7へ進む |

問7 耐震改修の不安や懸念について、該当する番号に○を付けてください。(複数選択可) ※耐震改修すると想定して回答してください。

- | | |
|---|--|
| 1 耐震改修に必要な金額や工事期間などが分からない。 | |
| 2 耐震改修の工事資金が不足している。 | |
| 3 資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方が分からない。 | |
| 4 具体的な耐震改修工法が分からない。 | |
| 5 営業や生活しながら耐震改修工事ができるか分からない。 | |
| 6 信頼できる設計者や工事業者が分からない。 | |
| 7 関係権利者や賃貸人の理解と協力を得るための交渉方法が分からない。 | |
| 8 補強による外観の悪化や、利用可能な面積の減少など、営業や生活に影響が出る。 | |
| 9 その他 () | |
- 回答後、問9へ進む

問8 建替や解体での不安や懸念について、該当する番号に○を付けてください。(複数選択可)

- | | |
|------------------------------------|--|
| 1 建替や解体工事の資金が不足している。 | |
| 2 資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方が分からない。 | |
| 3 関係権利者や賃貸人の理解と協力を得るための交渉方法が分からない。 | |
| 4 その他 () | |
- 回答後、問9へ進む

問9 建築物の耐震化に関して、行政への意見・要望があれば、次に記載してください。

問2、3 耐震診断の実施状況について

- 耐震診断実施状況の回答内訳は下表のとおり。
「実施していないし、予定もしていない」が97件（約67%）で、多くの建築物において耐震化の取り組みが進む見込みがない。

耐震診断実施状況	件数
実施した	32
今後予定している	16
実施していないし、 予定もしていない	97
総計	145

- 耐震診断を実施した32件の診断時期、診断結果は下表のとおり。

耐震診断実施時期	件数
2019年以前	27
2020年	1
2023年	3
2024年	1
総計	32

診断の結果	件数
耐震改修は不要と診断された	5
耐震改修が必要と診断された	27
総計	32

- 耐震診断実施予定の16件の予定時期は下表のとおり。

予定時期	件数
1年以内	1
2年以内	1
3年以内	1
5年以内	4
6年以上先	6
その他	3
総計	16

問4 耐震診断を実施しない理由について【複数回答可】

- ・耐震診断を実施しない理由の回答内訳は下表のとおり。
回答の多い順に「工事資金の確保が難しいため」、「診断費用がかかるため」、「耐震性に問題がないと思っているため」となっている。

理由	件数
耐震性に問題がないと 思っているため	26
大きな地震が起きないと 思っているため	1
建替や解体の予定があるため	22
診断費用がかかるため	40
耐震改修が必要と分かって も工事資金の確保が難しい ため	41
誰にお願いしてよいか 分からないため	5
合意形成ができていない ため	6
建物を使用していない、 または今後使用する予定が 無いため	9
その他	14
回答者の総数	97

問5 耐震性不足と診断された場合の対応について

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された場合の対応について、回答の内訳は下表のとおり。
「何も行わない」は約15%のみで、耐震診断を実施することで耐震改修や建替の実施につながる可能性を示している。

耐震性が不足する場合の行動	件数
耐震改修を行いたい	52
建替を行いたい	27
解体を行いたい	17
何も行わない	17
総計	113

問6 耐震改修の実施状況について

- ・問3で耐震診断の結果「耐震改修が必要と診断された」と回答した建築物27棟について、耐震改修の実施状況を確認したところ、14棟が耐震改修を「実施した」、5棟が「今後予定している」、4棟が「建替や解体を予定している」と回答。

⇒耐震改修が必要と診断された建築物のうち約85%が耐震化のための対策を実施した、もしくはする予定と回答。

耐震改修の実施状況	件数
実施した	14
建替や解体を予定している	4
実施していないが、今後予定している	5
実施していないし、予定もしていない	4
総計	27

- ・耐震改修を実施した14件の改修時期は右表のとおり。

耐震改修の完了時期	件数
2019年以前	10
2020年	1
2021年	1
2024年	1
2025年	1
総計	14

- ・耐震改修または建替・解体を予定していると回答した計9棟の建築物の改修等の予定時期は下表のとおり。

耐震改修の予定時期	件数
1年以内	2
5年以内	2
10年以内	0
その他	1
総計	5

建替や解体の予定時期	件数
2年以内	1
3年以内	1
5年以内	1
6年以上先	1
総計	4

問7 耐震性不足と診断された場合の対応について【複数回答可】

- ・耐震改修への不安や懸念について、回答数の多い順に「耐震改修の工事資金不足」が45件、「耐震改修に必要な金額や工事期間などがわからない」が39件、「営業や生活をしながら改修改修工事ができるかわからない」が26件となっている。
- ・資金面の不安・懸念は回答数の多かった2項目に、「資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方がわからない」の13件を加えた計96件で、資金面における不安を感じている人が多いことがわかる。

耐震改修の不安や懸念	件数
耐震改修に必要な金額や工事期間などがわからない	39
耐震改修の工事資金が不足している	45
資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方がわからない	13
具体的な耐震改修工法がわからない	15
営業や生活しながら耐震改修工事ができるかわからない	26
補強による外観の悪化や、利用可能な面積の減少など、営業や生活に影響が出る	13
その他の選択肢	21
回答者の総数	78

問8 耐震性不足と診断された場合の対応について【複数回答可】

- ・建替や解体での不安や懸念について、「建替や解体工事の工事資金不足」が26件で最も多かった。
- ・一方で、「特になし」が13件で、回答からは、建替や解体は耐震改修に比べると不安や懸念が少ないといえる。

建替や解体での不安や懸念	件数
建替や解体工事の資金が不足している	26
資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方がわからない	1
関係権利者や賃貸人の理解と協力を得るための交渉方法がわからない	2
特になし	13
その他	6
回答者の総数	48

問9 行政への意見・要望

- ・建築物の耐震化に関しての行政への意見や要望は約20件の回答があった。（「特になし」など除く）全体として「補助金」についての意見が多く、建築物所有者の補助金に対する関心が高いことがうかがえる。また、耐震補強工法についての意見も寄せられた。

下仁田町耐震改修促進計画 (2026-2030)

編集：下仁田町役場 建設水道課 管理係

発行：令和8年3月

住所：〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682

電話：0274-82-2111(役場代表)

0274-64-8807(係直通)